

資料編

1	川越景観百選	140
2	川越百景	141
3	景観表彰等	144
4	指定文化財等	148
	（1）川越市における文化財指定等の件数	148
	（2）指定文化財	148
	（3）川越市川越伝統的建造物群保存地区	154
	（4）都市景観重要建築物等	156
5	都市計画マスタープランにおける景観まちづくりの方針	158
6	地区計画	166
7	川越市公共施設デザイン指針	166
8	用語集	186

1 川越景観百選 平成4年度選定

川越景観百選は、平成4（1992）年度に川越市の市制施行70周年記念事業として市民より公募し、応募総数827点の中から100の景観を選定したものです。ここでは、景観のタイプ別にまとめてあります。

町並み「街並みは終わりのない連歌」

1	一番街の町並み
2	仲町の町並み
3	広済寺と喜多町あたり
4	菓子屋横丁
5	養寿院と門前
6	長喜院と門前
7	行伝寺と山屋あたり
8	寺町通りと烏山神社あたり
9	喜多院界隈の町並み

歴史的建築物「川越にいきづく建築物」

10	初雁城跡と本丸御殿
11	大沢家
12	時の鐘
13	幸町のあさひ銀行
14	川越商工会議所
15	松江町の教会
16	六軒町の教会
17	東邦音大の記念堂

現代のシンボル空間「川越感覚を育むシンボルゾーン」

18	市立博物館
19	本川越ステーションビルと広場
20	川越駅東口の広場
21	市立図書館
22	脇田町の歩道橋
23	川越駅西口広場
24	JA 川越市本店
25	西文化会館
26	東洋大学キャンパス
27	東京国際大学キャンパス

公園と街路樹「緑豊かな川越に」

28	富士見町のけやき並木
29	川越運動公園
30	川越水上公園
31	水久保第一公園
32	御伊勢塚公園
33	小畔水鳥の郷公園
34	川鶴橋と笠幡公園
35	鶴ヶ島駅前から川鶴団地へ至るけやき並木

寺社と門前、史跡「今に伝える歴史と文化」

36	氷川神社
37	東明寺と川越夜戦跡
38	三芳野神社—とうりゃんせ発祥の地
39	蓮馨寺
40	富士見櫓跡
41	七曲り
42	浮島神社
43	仙波東照宮
44	喜多院
45	中院
46	仙波の氷川神社と富士見橋
47	烏頭坂と熊野神社
48	灌頂院
49	蓮光寺
50	川越街道藤間あたり
51	河越氏館跡と常楽寺

水辺の景観「水辺が醸す心象風景」

52	新河岸川の風景—高沢橋～濯紫公園あたり
53	田谷堰とボブラ～道灌橋あたり
54	赤間川公園あたり
55	仙波河岸と愛宕の社
56	新河岸の河岸場跡付近
57	養老橋付近の新河岸川
58	小畔川の風景
59	伊佐沼の風景
60	初雁橋と入間川
61	川越橋
62	古川のはいだわら
63	入間川と荒川の合流付近
64	上江橋からの夕景
65	川越線荒川鉄橋
66	びん沼
67	萱沼

季節の彩りと天然記念物「四季の移ろいに魅せて」

76	新河岸川の桜並木
77	川越女子高校の桜並木
78	今福明見院としだれ桜
79	延命寺と桜
80	上戸日枝神社と桜
81	名細中の桜
82	札の辻とポケットパーク
83	芳野台のハナミズキ並木
84	川鶴三芳野のハナミズキ並木
85	新河岸川の菜の花—扇橋付近
86	入間川の菜の花—古谷あたり
87	入間川の曼殊沙華
88	川越高校のくすのき
89	出世稲荷の大いちょう
90	並木の大きくすのき
91	鯨井のひいらぎ
92	下小坂の大けやき

田園の景観「豊かな田園に包まれて」

68	下老袋の水川神社と集落
69	古谷—堀の内あたり
70	奥貫家の長屋門
71	福原の雑木林
72	山王塚
73	的場の牛塚
74	尾崎神社とさざんか通り
75	小堤の八幡神社とふるさとの森

祭と風物「川越歳時記」

93	川越祭と町並み
94	石原のささら獅子と観音寺
95	熊野神社と酉の市
96	お不動様と蚤の市
97	福田のしし舞—赤城神社と星行院
98	藤宮神社と筒がゆ神事
99	古尾谷八幡神社とほろかけ祭
100	西福寺と餅つき踊り

2 川越百景 平成 24 年度選定

川越百景は、平成 24（2012）年度に川越市の市制施行 90 周年記念事業として市民より公募し、応募総数 296 点の中から 100 の景観を選定したものです。ここでは、地理的、歴史的に関係の深い地区毎にまとめました。

本庁地区

1	旧志義町の町並み	仲町
2	川越商工会議所	仲町
3	大正浪漫夢通り	連雀町・仲町
4	喜多院の西界隈	西小仙波町 1 丁目

5	松江町の教会	松江町 2 丁目
6	西武新宿線特急小江戸号	新富町 1 丁目他
7	富士見町の川越街道ケヤキ並木	富士見町
8	蓮馨寺とその界限	連雀町
9	旧川越織物市場	松江町 2 丁目
10	永島家と七曲り	三久保町
11	浮島神社	久保町
12	お不動さまと蚤の市	久保町
13	喜多院	小仙波町 1 丁目
14	仙波東照宮	小仙波町 1 丁目
15	中院の四季	小仙波町 5 丁目
16	仙波氷川神社と富士見橋	仙波町 4 丁目
17	仙波河岸史跡公園と愛宕神社	仙波町 4 丁目他
18	初山と浅間神社	富士見町
19	三変稲荷神社古墳	小仙波町 4 丁目
20	仙波氏館跡と新河岸川	仙波 3 丁目と大仙波周辺
21	川越女子高校の桜並木と六軒町のカトリック川越教会	六軒町 1 丁目
22	出世稲荷神社の大イチョウ	松江町 1 丁目
23	八幡神社と年中行事	南通町
24	小江戸蔵里	新富町 1 丁目
25	旧六軒町郵便局とその界限	六軒町 1 丁目他
26	蔵造りの町並み	幸町他
27	札の辻界限	元町 1 丁目他
28	旧八十五銀行本店本館（埼玉りそな銀行川越支店）	幸町
29	時の鐘	幸町
30	広済寺と喜多町	喜多町
31	菓子屋横丁	元町 2 丁目
32	寺町通りとその界限	末広町 2 丁目他
33	川越城跡	郭町 2 丁目
34	川越市立博物館と美術館	郭町 2 丁目
35	川越氷川神社	宮下町 2 丁目
36	川越まつり	幸町他
37	東明寺、河越夜戦跡と門前	志多町
38	新河岸川（田谷堰から宮下橋にかけて）	氷川町他
39	ヤオコー川越美術館	氷川町
40	旧赤間川の光景（田谷堰から赤間川公園にかけて）	宮元町から末広町 3 丁目にかけて
41	川越高校のくすのき	郭町 2 丁目
42	石原のささら獅子舞、観音寺と本応寺	石原町 1 丁目
43	川越の料亭群	幸町他
44	川越の昭和モダン 太陽軒	元町 1 丁目
45	江戸道の起点、百丈と旧江戸町	元町 1 丁目他
46	レトロバスの走る風景	中心市街地内
47	栄林寺のしだれ桜	末広町 1 丁目
48	中成堂歯科医院	幸町
49	旧山崎家別邸	松江町 2 丁目
50	クレアモール	新富町 1 丁目から脇田町
51	烏頭坂と熊野神社	岸町 2 丁目
52	新宿氷川神社（雀の森）	新富町 1 丁目
53	小ヶ谷のさくら堤と田面澤	小ヶ谷

芳野地区

54	伊佐沼	伊佐沼
55	笹原門樋のある光景	鴨田
56	菅間緑地と水田地帯	菅間
57	舟塚	上老袋
58	芳野台のハナミズキ並木	芳野台

古谷地区

59	灌頂院	古谷本郷
60	古尾谷八幡神社とほろ祭	古谷本郷
61	入間川と荒川の合流点（上江橋から荒川鉄橋にかけて）	古谷上
62	下老袋の氷川神社と古谷地区の水塚	下老袋を中心とした古谷地区
63	小中居神明神社	小中居
64	古谷から南古谷に広がる田園風景	古谷から南古谷地区にかけて

南古谷地区

65	東邦音大記念堂	今泉
66	蓮光寺	渋井
67	荒川や入間川が作り出した自然—びん沼、萱沼、はいだわら	中老袋から萱沼にかけて
68	奥貫家の長屋門	久下戸
69	並木のクス	並木
70	久下戸氷川神社	久下戸

高階地区

71	新河岸の河岸場跡周辺	下新河岸他
72	寺尾の日枝神社	寺尾
73	寺尾調節池	寺尾

福原地区

74	福原の雑木林	下松原
75	福原 下赤坂の集落周辺	下赤坂他
76	今福の明見院としだれ桜	今福
77	砂久保の集落と稲荷社	砂久保

大東地区

78	川越水上公園と池辺公園	池辺
79	山王塚	大塚1丁目
80	西福寺と餅つき踊り	南大塚
81	小江戸川越マラソン	池辺他
82	豊田本の集落—薬師堂と善長寺	豊田本
83	川越狭山工業団地	南台1丁目他

霞ヶ関、霞ヶ関北地区

84	御伊勢塚公園と小畔水鳥の郷公園	伊勢原町3丁目他
85	尾崎神社	笠幡
86	小畔川左岸の笠幡地区	笠幡
87	延命寺とその界隈	笠幡
88	安比奈親水公園	安比奈新田
89	霞ヶ関カンツリー倶楽部	笠幡

名細地区

90	こもれびの道のある東洋大学キャンパスと鎌倉街道	鯨井
----	-------------------------	----

91	河越氏館跡と常楽寺	上戸
92	上戸日枝神社と桜	上戸
93	鈴木園	上戸
94	小堤の八幡神社とふるさとの森	小堤
95	下小坂の大けやき	下小坂
96	入間川の土手風景（平塚橋から入間大橋にかけて）	平塚から下老袋にかけて

山田地区

97	福田の獅子舞-赤城神社と星行院	福田
98	藤宮神社と筒がゆ神事	石田
99	寺山用水沿いの田園風景	山田他
100	八咫神社と上寺山の獅子舞	上寺山

3 景観表彰等

かわごえ都市景観表彰

※ 都市景観デザイン賞

空間を構成する素材すべてにバランスがとれ、新しい試みや工夫が盛り込まれ、景観づくりに対する模範となるもの

※ 都市景観ポイント賞

景観をつくりだす様々な具象的、抽象的要素（ポイント）について模範となるもの

第1回 (平成 2年)	都市景観デザイン賞	近滝	幸町	時代を映した町屋の復元
	都市景観デザイン賞	御伊勢塚公園調整池	伊勢原町	機能を越えた複合利用
	都市景観ポイント賞	つちかね	新富町	伝統的な町のアメニティ
	都市景観ポイント賞	札の辻モニュメント	元町	シンボルモニュメント
	都市景観ポイント賞	西川邸	通町	街並みを演出するゲート
	都市景観ポイント賞	山口病院	脇田町	都市景観のグレードアップ
	都市景観ポイント賞	紋蔵庵	古谷上	川越らしさへのチャレンジ
第2回 (平成 4年)	都市景観デザイン賞	あいとく	幸町	さりげなさの存在感
	都市景観デザイン賞	西武本川越ステーションビル・広場	新富町	演出空間としての駅
	都市景観ポイント賞	亀屋栄泉	幸町	町屋空間の感触
	都市景観ポイント賞	アトランタビル壱・弐号館	菅原町、脇田町	交差点へのこだわり
	都市景観ポイント賞	幸すし	元町	露地からの提案
	都市景観ポイント賞	JA カントリーエレベーター	北田島	のどかさのランドマーク
	都市景観ポイント賞	川越ハートフルタウン「霞の郷」	笠幡	住宅団地のコミュニケーション
第3回 (平成 6年)	都市景観デザイン賞	近長商店	幸町	素材をいかした店舗の心づかい
	都市景観デザイン賞	長喜院門前整備	幸町	門前と境内の一体的広場空間
	都市景観ポイント賞	小松屋製菓	連雀町	銀座通りからのアピール
	都市景観ポイント賞	福呂屋	幸町	時の鐘とのハーモニー

第3回 (平成6年)	都市景観ポイント賞	メリディアンガーデン雪月花	上野田町	ファッショナブルな共同住宅
	都市景観ポイント賞	荻野金物店	幸町	ディスプレイの視覚効果
	都市景観ポイント賞	リバーサイド壱番街 集会所管理事務所	伊勢原町	アメニティのシンボルゾーン
	都市景観ポイント賞	小江戸号レッドアロー10000系		小江戸へいざなう快適特急
第4回 (平成8年)	都市景観デザイン賞	田中屋美術館	仲町	川越文化の洋装蔵造り
	都市景観デザイン賞	金笛	幸町	時代を越えた共調
	都市景観ポイント賞	シマノコーヒー大正館	連雀町	大正ロマンへの誘い
	都市景観ポイント賞	東洋大学川越校舎4号館	鯨井	自然と構造美の調和
	都市景観ポイント賞	小川信用金庫川越西支店	喜多町	地域と歩む企業からの提案
	都市景観ポイント賞	連雀町山車蔵	連雀町	祭りの伝統を語りつづける
	都市景観ポイント賞	服部民俗資料館	幸町	控えめの中からのアピール
第5回 (平成10年)	都市景観デザイン賞	日本キリスト教会神学校・大会事務所	吉田	包み込むあたたかさ
	都市景観デザイン賞	手打ちそば百丈	元町	川越商人の意気が粋を残した
	都市景観ポイント賞	利剣堂並木印工房	仲町	新たな老舗の装い
	都市景観ポイント賞	川越今泉郵便局	今泉	記憶の継承
	都市景観ポイント賞	大野屋洋品店	連雀町	優しさで大正浪漫の共鳴
	都市景観ポイント賞	吉源	喜多町	歴史的町並みへの連帯
	都市景観ポイント賞	小江戸巡回バス		川越の街に懐かしさに乗せて
第6回 (平成12年)	都市景観デザイン賞	いも膳	小室	18年にわたる町づくり
	都市景観デザイン賞	松本醤油商店	仲町	伝統に新たな刻印を刻む
	都市景観デザイン賞	日本聖公会川越キリスト教会会館・牧師館	松江町	素材を活かした控え目な表現
	都市景観デザイン賞	ミュージション川越	脇田本町	都市居住空間への提案
	都市景観ポイント賞	一番街創作門松	一番街周辺	正月を飾る粋の世界
	都市景観ポイント賞	広済寺参道	喜多町	歴史をつくる参道の装い
	都市景観ポイント賞	埼玉県立川越高等学校門柱	郭町	モニュメントとしてのゲート
第7回 (平成14年)	都市景観デザイン賞	元町郵便局局舎&中村邸	元町	町づくりは連歌のごとく
	都市景観デザイン賞	古谷の舎	古谷上	屋敷林に抱かれるように佇む住宅
	都市景観デザイン賞	サミー株式会社 川越工場	南台	一点の涼を創り出す工業団地への提案
	都市景観デザイン賞	中成堂歯科医院	幸町	時代を映した医院建築
	都市景観ポイント賞	大正浪漫夢通り 街路灯	大正浪漫夢通り	街の脇役を心得た街路灯
	都市景観ポイント賞	うなっ子 水際空間	元町	まちに与えた潤いの水辺
	都市景観ポイント賞	喫茶房しのん 足元周り	宮下町	さりげなくまちづくり
第8回 (平成16年)	都市景観デザイン賞	太陽軒	元町	甦る大正ロマンの洋食店
	都市景観デザイン賞	学校法人三室戸学園 東邦音楽大学グランツァール	今泉	未来へ拓く音楽ホール
	都市景観デザイン賞	特別養護老人ホーム真寿園	安比奈新田	地域との共生を目指して

第 8 回 (平成 16 年)	都市景観デザイン賞	齋藤家 伊勢安	下新河岸	再現された河岸問屋
	都市景観デザイン賞	味の店 いせや	連雀町	平成と出会った大正浪漫
	都市景観デザイン賞	F Gallery	元町	伝統的な町並みの言語を使った現代建築
第 9 回 (平成 18 年)	都市景観デザイン賞	茶陶苑 大蔵	仲町	江戸の響、再び
	都市景観デザイン賞	川越菓舗 道灌	郭町	町屋でほんと
	都市景観デザイン賞	幸すし 乾蔵	元町	川越の新しもの再び
	都市景観デザイン賞	株式会社マツザキ (酒類販売)	新宿町	作法を心得た確かな演出
	都市景観デザイン賞	川越ベーカリー楽楽	元町	町家のニューウェーブ
	都市景観ポイント賞	川越八幡宮の参道	南通町	参道のイメージアップ
	都市景観ポイント賞	ヘアーサロン銀パリ &本の店太陽堂	幸町	手渡された町づくりのバトン
第 10 回 (平成 20 年)	都市景観デザイン賞	川越一番街商店街 街路灯	川越一番 街	夜に際立ってこそこの街路灯
	都市景観デザイン賞	小谷野家住宅	幸町	町屋の上品な所作
	都市景観デザイン賞	松本醤油商店醸ん楽 座	仲町	界限を醸しだす景
	都市景観デザイン賞	山吉ビル	仲町	よみがえりし近代洋風
	都市景観デザイン賞	割烹さ々川	大手町	和風の心地良さ
	都市景観ポイント賞	酒処 笑庵	連雀町	上質の隠れ家空間
	都市景観ポイント賞	自宅の堀	笠幡	由緒正しき日本の堀
第 11 回 (平成 22 年)	都市景観デザイン賞	小路にたたずむ家	末広町	感性を育む伝統的工法のすまい
	都市景観デザイン賞	学校法人三室戸学園 東邦音楽大学 70 周年 記念館	今泉	プロポーションに現れた音律
	都市景観デザイン賞	Market TERRACE	大袋	樹林との上手な共生関係
	都市景観デザイン賞	大和屋 川越時の鐘 店	幸町	ハレやかなる伝統美
	都市景観ポイント賞	tricycle cafe	菅原町	看板とは見せる板である
	都市景観ポイント賞	新河岸川・桜まつり	宮下町 2 丁目	花見の頃の醍醐味
	都市景観ポイント賞	松岡種苗店 看板	幸町	新しもん好きの伝統
第 12 回 (平成 24 年)	都市景観デザイン賞	長峰園：藤井屋	元町 2 丁目	甦る札の辻の景観
	都市景観デザイン賞	出窪家店舗：新井武平 商店	幸町	板葺屋根も伝統
	都市景観デザイン賞	川越の家	小仙波町 5 丁目	地域のランドマークとなる住宅
	都市景観デザイン賞	ヤオコー川越美術館	氷川町	抑えられた造形美
	都市景観デザイン賞	聞信会館	幸町	町並みを重層する建築
	都市景観ポイント賞	風凜（ふうりん）	仲町	奥へといざなう

彩の国景観賞

第 3 回（平成元年）	景観賞	陶舗 やまわ	幸町
第 4 回（平成 2 年）	景観賞	川越市立博物館	郭町
第 6 回（平成 4 年）	景観賞	JA 川越市本店事務所	今成
第 7 回（平成 5 年）	景観賞	カトリック川越教会	六軒町
第 8 回（平成 6 年）	景観賞	一番街電線地中化事業	元町、幸町、仲町地内
第 9 回（平成 7 年）	景観賞	「金笛」笛木醤油	幸町
第 10 回（平成 8 年）	奨励賞	服部民俗資料館	幸町

第 11 回（平成 9 年）	奨励賞	日本キリスト教会神学校・教会事務所	吉田
第 12 回 （平成 10 年）	景観賞	大野屋	連雀町
第 13 回 （平成 11 年）	奨励賞	松本醤油商店店蔵	仲町
第 14 回 （平成 12 年）	景観賞	サンクス川越時の鐘店	幸町
	奨励賞	一番街創作門松	一番街沿線
第 15 回 （平成 13 年）	景観賞	サミー株式会社 川越工場	南台
	奨励賞	大正浪漫夢通り	連雀町、仲町地内
	奨励賞	はだかの家	渋井
20 世紀景観賞 （平成 13 年）	特別賞	川越一番街まちづくり	元町、幸町、仲町地内
第 17 回 （平成 15 年）	景観賞	F Gallery	元町
第 18 回 （平成 16 年）	景観賞	太陽軒—飲食店	元町
	景観賞	学校法人三室戸学園東邦音楽大学グラ ンツザール	今泉
	景観賞 みどりの 特別賞	川の小径—歩行空間・まちなみ	
第 20 回 （平成 18 年）	景観賞	川越市全域：川越市の違反広告物簡易 除去活動	
第 21 回 （平成 19 年）	景観賞	川越一番街商店街 街路灯	元町、幸町、仲町地内
	景観賞	川越市 森のさんぽ道	
	景観賞	山吉ビル	仲町
第 23 回 （平成 21 年）	景観賞	川越市鏡山酒造跡地施設	新富町
	景観賞	狭山茶 鈴木園 茶畑と長屋門	上戸

その他の表彰

平成 3 年	第 6 回公共の色彩賞 環境色 彩 10 選	川越駅東口	公共の色彩を考える会
平成 3 年	ポールウォーターベリー賞	時世（川越東口：LD ヤマギ ワ研究所）	北米照明学会
平成 6 年	第 4 回公共建築賞 優秀賞 公共建築協会会長表彰	川越市立博物館	
平成 8 年	残したい日本の音風景 100 選	川越時の鐘	環境庁
平成 11 年	グッドデザイン賞特別賞アー バンデザイン賞	川越一番街 蔵造りの町並 み	公益財団法人日本デザイ ン振興会
平成 12 年	都市景観大賞（都市景観 100 選）	川越歴史的町並み地区	建設省
平成 13 年	かおり風景百選	川越の菓子屋横丁	環境省
平成 13 年	第 6 回公共の色彩賞 環境色 彩 10 選	蔵造りの街、川越のコンビニ （サンクス時の鐘店）	公共の色彩を考える会
平成 15 年	日本都市計画家協会大賞	川越町並み委員会	日本都市計画家協会
平成 17 年	第 23 回まちづくり月間国土交 通大臣表彰	十カ町会	国土交通省
平成 17 年	関東の富士見百景	入間川からの富士 ・入間川初雁橋下 ・安比奈親水公園	国土交通省関東地方整備 局
平成 18 年	美しい日本の歴史的風土 100 選	蔵造りの街並み	古都保存財団
平成 18 年	日本 100 名城	川越城	財団法人日本城郭協会

平成 21 年	平成百景	川越	読売新社創刊 135 周年記念
平成 23 年	まちづくりグッズ賞	川越市の景観パンフレット	日本都市計画学会
平成 25 年	第 31 回まちづくり月間国土交通大臣表彰	川越町並み委員会	国土交通省

4 指定文化財等

(1) 川越市における文化財指定等の件数

文化財の指定・選定・登録数（平成 26 年 6 月時点）

種別		国	県	市	計
有形文化財	建造物	4	9	48	61
	絵画	2	2	1	5
	彫刻	0	2	12	14
	工芸品	4	3	20	27
	書籍・典籍・古文書	1	6	27	34
	考古資料	0	1	7	8
	歴史資料	0	1	5	6
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	20	21
	無形民俗文化財	1	6	11	18
記念物	史跡	1	3	32	36
	天然記念物	0	1	8	9
	旧跡		4		4
重要美術品		2			2
重要伝統的建造物群保存地区		1			1
登録有形文化財		10			10
登録記念物		1			1
計		27	39	191	257

伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物	122	内川越市指定文化財 21 棟 登録有形文化財 1 棟
環境物件	3	

都市景観重要建築物等（旧川越市都市景観条例に基づくもの）

都市景観重要建築物等	76	内登録有形文化財 6 棟
------------	----	--------------

(2) 指定文化財

ここでは、国、県、市より指定されている指定文化財の中から、都市景観の形成に考慮す

べき建造物や記念物（史跡、天然記念物等）、また、人々の生活に彩りを与える無形民俗文化財について記した。

国指定文化財 重要文化財

名 称			員 数	所在地	所有者等	指定年月日
建 造 物	喜多院	客殿 附 渡廊下	6棟	小仙波町 1 丁目	喜多院	昭和 21 年 11 月 29 日
		書院				
		庫裏 附 玄関・ 玄関広間渡廊及 び接続室				
		慈眼堂 附 厨子				
		鐘楼門 附 銅鐘				
		山門 附 棟札				
	東照宮	本殿 附 宮殿	5棟 1基	小仙波町 1 丁目	東照宮	昭和 21 年 11 月 29 日
		唐門				
		瑞垣				
		拝殿及び幣殿				
		鳥居				
		隨身門 附 棟札				
	日枝神社本殿 附 宮殿		1棟	小仙波町 1 丁目	日枝神社	昭和 21 年 11 月 29 日
	大沢家住宅		1棟	元町 1 丁目	個人	昭和 46 年 6 月 22 日

国指定文化財 記念物

名 称	員 数	所在地	所有者	指定年月日
史跡	河越館跡	上戸新田屋敷	川越市他	昭和 59 年 12 月 6 日

国指定文化財 民俗

名 称		員 数	所在地	所有者	指定年月日
無形民俗 文化財	川越氷川祭の 山車行事	1団体	元町1丁目	川越氷川祭の 山車行事 保存会	平成17年2月21日

重要伝統的建造物群保存地区

名 称	所在地	所有者	選定年月日
川越市川越伝統的建造物群保存地区 (商家町)	幸町の全部、元町 1 丁目、元町 2 丁目、 仲町の一部		平成 11 年 12 月 1 日

登録有形文化財

名 称	員数	所在地	所有者	登録年月日
あさひ銀行川越支店(旧八十五銀行本店本館)	1 棟	幸町	(株)埼玉りそな銀行	平成 8 年 12 月 20 日
カワモク本部事務所棟 (旧六軒町郵便局)	1 棟	田町	個人	平成 9 年 12 月 12 日
川越商工会議所 (旧武州銀行川越支店)	1 棟	仲町	川越市商工会議所	平成 10 年 10 月 9 日
手打ちそば百丈 (旧湯宮釣具店)	1 棟	元町 1 丁目	個人	平成 11 年 10 月 14 日

佐久間旅館奥の間	1棟	松江町2丁目	個人	平成11年10月14日
日本聖公会川越キリスト教会 礼拝堂	1棟	松江町2丁目	(宗)日本聖公会北関東 教区	平成13年11月20日
太陽軒	1棟	元町1丁目	(株)太陽軒	平成16年11月8日
旧鏡山酒造明治蔵	1棟	新富町1丁目	川越市	平成20年3月7日
旧鏡山酒造大正蔵	1棟	新富町1丁目	川越市	平成20年3月7日
旧鏡山酒造昭和蔵	1棟	新富町1丁目	川越市	平成20年3月7日

登録記念物

名 称	員 数	所在地	所有者	登録年月日
旧山崎氏別邸庭園		松江町2丁目	川越市	平成23年2月7日

県指定文化財 有形文化財

	名 称	員 数	所在地	所有者	指定年月日
建 造 物	三芳野神社社殿 及び末社蛭子社・大黒社 付 明暦二年の棟札一枚	3棟	郭町2丁目	三芳野神社	昭和30年11月1日 平成4年3月11日
	氷川神社本殿 付 造営関 係文書四冊	1棟	宮下町2丁目	氷川神社	昭和31年11月1日
	八坂神社社殿	1棟	宮下町2丁目	氷川神社	昭和31年11月1日
	喜多院番所	1棟	小仙波町1丁目	喜多院	昭和31年3月23日
	川越城本丸御殿及び家老 詰所	2棟	郭町2丁目	川越市	昭和42年3月28日 平成3年3月15日
	喜多院慈恵堂	1棟	小仙波町1丁目	喜多院	昭和43年12月17日
	喜多院多宝塔	1基	小仙波町1丁目	喜多院	昭和43年12月17日
	古尾谷八幡神社社殿 付 享保七年銘棟札一枚	1棟	古谷本郷	古尾谷八幡神社	平成7年3月17日
	古尾谷八幡神社旧本殿 付 天正五年銘棟札一枚	1棟	古谷本郷	古尾谷八幡神社	平成7年3月17日

県指定文化財 民俗文化財

	名 称	員 数	所在地	所有者	指定年月日
無 形 民 俗 文 化 財	南大塚の餅つき踊り		南大塚	南大塚餅つき踊り 保存会	昭和34年3月20日
	川越祭りばやし（中台） 川越祭りばやし（今福）		今福 今福	中台囃子連中 今福囃子連中	昭和34年3月20日 昭和34年3月20日
	老袋の万作		下老袋	老袋万作保存会	昭和48年3月9日
	ほろ祭		古尾谷八幡神社	ほろ祭保存会	平成10年3月17日
	老袋の弓取式		下老袋氷川神社	老袋の弓取り式保 存会	平成8年3月19日
	石原のささら獅子舞		石原町2丁目	石原のささら獅子 舞保存会	昭和55年3月29日

県指定文化財 記念物

	名 称	員 数	所在地	所有者	指定年月日
史 跡	川越城跡		郭町1・2丁目	川越市他	大正14年3月31日
	暦応の古碑		小仙波町1丁目	喜多院	昭和29年10月23日
	大堀山館跡		下広谷	川越市土地開発公 社他	平成16年3月23日

天然記念物	並木のクス	1 本	並木	川越市	昭和 9 年 3 月 31 日
旧跡	奥貫友山墓	1 基	久下戸	個人	昭和 36 年 9 月 1 日
	万葉遺跡占肩の鹿見塚		富士見町	浅間神社	昭和 36 年 9 月 1 日
	中島孝昌墓	1 基	喜多町	広済寺	昭和 36 年 9 月 1 日
	高山繁文墓	1 基	石原町 1 丁目	本能寺	昭和 36 年 9 月 1 日

市指定文化財 有形文化財

	名 称	員 数	所在地	所有者	指定年月日
建造物	旧小山家住宅(店蔵・袖蔵)	2棟	幸町	川越市	昭和 56 年 12 月 25 日
	平岩・水銅両家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	小谷野家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	宮岡家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	原家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	滝島家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	福田家住宅	1棟	大手町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	小島家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	小林家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	塩野家住宅	1棟	仲町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	松本家住宅	1棟	仲町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	松崎家住宅	1棟	仲町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	山崎家住宅	2棟	仲町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	山崎家住宅	2棟	仲町	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	山崎家住宅(文庫蔵・便所)	2棟	仲町	個人	平成 8 年 4 月 12 日
	山崎家みそ蔵	1棟	仲町	個人	平成 12 年 4 月 7 日
	原田家住宅	1棟	松江町 2 丁目	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	田口家住宅	1棟	松江町 2 丁目	個人	昭和 56 年 12 月 25 日
	時の鐘	1棟	幸町	川越市	昭和 33 年 3 月 6 日
	薬師神社	1棟	伊佐沼	薬師神社	昭和 33 年 3 月 6 日
	服部家住宅	1棟	幸町	個人	昭和 63 年 1 月 29 日
	山下家住宅	1棟	仲町	個人	昭和 63 年 1 月 29 日
	山下家住宅(内蔵)	1棟	仲町	個人	平成 16 年 3 月 24 日
	長島家住宅	2棟	元町 1 丁目	個人	昭和 63 年 6 月 6 日
	田中家住宅	1棟	仲町	個人	平成 6 年 4 月 1 日
	広済寺金毘羅堂及び常什物一括	1棟 及び 87 件	喜多町	広済寺	平成 7 年 4 月 12 日
	蓮光寺総門	1棟	洪井	蓮光寺	平成 8 年 4 月 12 日
	加藤家住宅	1棟	連雀町	個人	平成 8 年 4 月 12 日
	吉田家住宅	1棟	連雀町	個人	平成 8 年 4 月 12 日
	旧山崎家別邸	3棟	松江町 2 丁目	川越市	平成 12 年 4 月 7 日
	斉藤家住宅(素麺蔵・米倉・味噌蔵)	3棟	下新河岸	個人	平成 16 年 3 月 24 日
	旧川越織物市場	2棟	松江町 2 丁目	川越市	平成 17 年 3 月 29 日
	旧栄養食配給所	1棟	松江町 2 丁目	川越市	平成 17 年 3 月 29 日
	宮澤家住宅	3棟	六軒町 1 丁目	個人	平成 17 年 3 月 29 日
	の場八幡神社本殿	1棟	の場	の場八幡神社	平成 17 年 7 月 22 日

	南大塚菅原神社本殿・拝殿 付建地割図1点造営関係文 書2点万延元年棟札1枚	2棟	南大塚	南大塚菅原神社	平成17年7月22日
	木野目稲荷神社本殿 付嘉永5年棟札	1棟	木野目	木野目稲荷神社	平成17年7月22日
	砂新田春日神社本殿	1棟	砂新田	砂新田春日神社	平成17年7月22日
	鴨田八幡神社本殿	1棟	鴨田	鴨田八幡神社	平成17年7月22日
	山田八幡神社本殿 付元禄10年棟札	1棟	府川	山田八幡神社	平成17年7月22日
	寿町白山神社本殿	1棟	寿町1丁目	寿町白山神社	平成19年8月10日
	大袋白髭神社本殿	1棟	大袋	大袋白髭神社	平成19年8月10日
	元町2丁目六塚稲荷神社本 殿 付文政二年棟札	1棟	元町2丁目	元町二丁目六塚稲 荷神社	平成19年8月10日
	新宿氷川神社本殿	1棟	新宿町1丁目	新宿氷川神社	平成19年8月10日
	砂久保稲荷神社本殿 付天保十四年棟札	1棟	砂久保	砂久保稲荷神社	平成19年8月10日
	笠幡白髭神社本殿	1棟	笠幡	笠幡白髭神社	平成21年1月28日
	上戸日枝神社本殿	1棟	上戸	上戸日枝神社	平成21年1月28日
	埼玉県立川越女子高等学校 明治記念館	1棟	六軒町1丁目	埼玉県	平成26年3月25日

市指定文化財 民俗文化財

	名 称	員 数	所在地	所有者	指定年月日
無 形 民 俗 文 化 財	南田島の足踊り		南田島	南田島囃子連足踊 り保存会	昭和49年5月30日
	筒がゆの神事		石田	藤宮神社	昭和47年2月8日
	芳地戸のふせぎ		笠幡	尾崎神社	昭和47年2月8日
	まんぐり		上寺山	八咫神社	昭和47年2月8日
	中福の神楽		中福	中福の神楽保存会	昭和50年6月9日
	鯨井の万作		鯨井地区	鯨井の万作保存会	昭和55年2月13日
	福田の獅子舞		福田地区	福田の獅子舞保存 会	昭和63年1月29日
	上寺山の獅子舞		上寺山地区	上寺山獅子舞保存 会	平成4年8月7日
	川越の木遣り		郭町2丁目	川越鳶組合木遣り 会	平成9年1月6日
	下小坂の獅子舞		下小坂地区	下小坂獅子舞保存 会	平成14年2月25日
	石田の獅子舞		石田地区	石田獅子舞保存会	平成16年3月24日

市指定文化財 記念物

	名 称	員 数	所在地	所有者	指定年月日
史 跡	小仙波貝塚		小仙波町3丁目	川越市	昭和33年3月6日
	仙波氏館跡		仙波町3丁目	長徳寺	昭和33年3月6日
	烏頭坂		岸町	川越市	昭和33年3月6日
	岩田彦助墓		元町2丁目	養寿院	昭和33年3月6日
	安井政章墓		末広町1丁目	個人	昭和33年3月6日
	川越夜戦跡		志多町	東明寺	昭和33年3月6日
	高林謙三墓		小仙波町1丁目	個人	昭和33年3月6日

	松平周防守家廟所		小仙波町 5 丁目	光西寺	昭和 33 年 3 月 6 日
	松平大和守家廟所		小仙波町 1 丁目	喜多院	昭和 33 年 3 月 6 日
	中院		小仙波町 5 丁目	中院	昭和 33 年 3 月 6 日
	西川練造墓		小仙波町 1 丁目	個人	昭和 33 年 3 月 6 日
	新河岸川河岸場跡		下新河岸	個人	昭和 33 年 3 月 6 日
	砂久保障場跡		砂久保	稲荷神社	昭和 33 年 3 月 6 日
	山王塚		大塚新田	個人	昭和 33 年 3 月 6 日
	牛塚		的場	法城寺	昭和 33 年 3 月 6 日
	三芳野神社		郭町 2 丁目	三芳野神社	昭和 33 年 3 月 6 日
	日枝神社		小仙波町 1 丁目	日枝神社	昭和 33 年 3 月 6 日
	喜多院		小仙波町 1 丁目	喜多院	昭和 33 年 3 月 6 日
	東照宮		小仙波町 1 丁目	東照宮	昭和 33 年 3 月 6 日
	愛宕神社古墳		富士見町	愛宕神社	昭和 33 年 3 月 6 日
	浅間神社古墳		富士見町	浅間神社	昭和 47 年 2 月 8 日
	水戸藩十九烈士埋葬の地		喜多町	広済寺	昭和 43 年 12 月 25 日
	舟塚古墳跡		上老袋	個人	昭和 45 年 1 月 12 日
	赤沢仁兵衛墓		今福	個人	平成 8 年 4 月 12 日
	小河原家の墓	6 基	小仙波町 1 丁目	喜多院	平成 10 年 7 月 14 日
	横田家の墓	5 基	元町 2 丁目	個人	平成 10 年 7 月 14 日
	志誠の墓	1 基	北田島	個人	平成 10 年 7 月 14 日
	三変稲荷神社古墳	1 基	小仙波町 1 丁目	喜多院	平成 12 年 4 月 7 日
	蓮馨尼の墓	1 基	連雀町	蓮馨寺	平成 12 年 4 月 7 日
	上戸日枝神社境内		上戸	上戸日枝神社	平成 13 年 5 月 9 日
	永島家住宅(旧武家屋敷)		三久保町	川越市他	平成 18 年 3 月 27 日
	原田家住宅		松江町 2 丁目	個人	平成 22 年 2 月 24 日
天然記念物	イチヨウ	2 本	松江町 1 丁目	団体	昭和 33 年 3 月 6 日
	鯨井のヒイラギ	1 本	鯨井	団体	昭和 33 年 3 月 6 日
	下小坂の大ケヤキ	2 本	下小坂	白鬚神社	昭和 47 年 2 月 8 日
	古市場のヒイラギ	1 本	古市場	個人	平成 12 年 4 月 7 日
	笠幡神田家のサザンカ	1 本	笠幡	個人	平成 14 年 2 月 25 日
	笠幡浅間神社のヒヨクヒバ	1 本	笠幡	個人	平成 16 年 3 月 24 日
	的場小川家のツゲ	1 本	的場	個人	平成 22 年 2 月 24 日
	砂氷川神社のシラカシ	1 株	砂	氷川神社	平成 25 年 3 月 25 日
	砂氷川神社のイヌツゲ	1 株	砂	氷川神社	平成 25 年 3 月 25 日

(3) 川越市川越伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物一覧

番号	名称	所在地	名義人	備考
1	元町稲荷神社（拝殿）	元町1丁目	稲荷神社氏子会	
2	元町稲荷神社（本殿）	元町1丁目	稲荷神社氏子会	
3	元町稲荷神社（鳥居）	元町1丁目	稲荷神社氏子会	
4	元町稲荷神社（玉垣）	元町1丁目	稲荷神社氏子会	
5	本宗稲荷神社（鳥居）	元町1丁目	個人	
6	本宗稲荷神社（稲荷社）	元町1丁目	個人	
7	長島家明治蔵（店蔵）	元町1丁目	（有）幸寿司	川越市指定文化財
8	長島家大正蔵（店蔵）	元町1丁目	（有）幸寿司	川越市指定文化財
9	小林家（店棟）	幸町	個人	川越市指定文化財
10	小林家（住居棟）	幸町	個人	
11	小林家（文庫蔵）	幸町	個人	
12	相徳（店蔵）	幸町	個人	川越市指定文化財
13	河村屋（住居棟）	幸町	個人	
14	河村屋（土蔵）	幸町	個人	
15	長喜院（本堂）	幸町	長喜院	
16	長喜院（番所）	幸町	長喜院	
17	長喜院（門）	幸町	長喜院	
18	雪塚稲荷神社（拝殿）	幸町	雪塚稲荷神社	
19	雪塚稲荷神社（本殿）	幸町	雪塚稲荷神社	
20	雪塚稲荷神社（社務所）	幸町	雪塚稲荷神社	
21	雪塚稲荷神社（鳥居）	幸町	雪塚稲荷神社	
22	雪塚稲荷神社（門塙）	幸町	雪塚稲荷神社	
23	雪塚稲荷神社（末社）	幸町	雪塚稲荷神社	
24	亀屋栄泉（店棟）	幸町	個人	
25	亀屋栄泉（住居棟）	幸町	個人	
26	近長（主屋）	幸町	個人	
27	服部民俗資料館（店蔵）	幸町	個人	川越市指定文化財
28	服部民俗資料館（住居棟）	幸町	個人	
29	やまわ（店蔵）	幸町	（有）ヤマワ商店	川越市指定文化財
30	やまわ（住居棟）	幸町	（有）ヤマワ商店	
31	やまわ（土蔵・土塙）	幸町	（有）ヤマワ商店	
32	町勘（店蔵）	幸町	個人	川越市指定文化財
33	町勘（土蔵）	幸町	個人	
34	深善（店蔵）	幸町	個人	川越市指定文化財
35	深善（土蔵）	幸町	個人	
36	銀パリ・太陽堂（主屋）	幸町	（有）本の店太陽堂	川越市指定文化財
37	蔵造り資料館（店蔵）	幸町	川越市	川越市指定文化財
38	蔵造り資料館（添屋）	幸町	川越市	川越市指定文化財
39	蔵造り資料館（住居棟）	幸町	川越市	
40	蔵造り資料館（一番蔵）	幸町	川越市	
41	蔵造り資料館（二番蔵）	幸町	川越市	
42	蔵造り資料館（三番蔵）	幸町	川越市	
43	蔵造り資料館（外便所）	幸町	川越市	
44	蔵造り資料館（煉瓦塙）	幸町	川越市	

45	熊重（店蔵）	幸町	個人	川越市指定文化財
46	熊重（住居棟）	幸町	個人	
47	熊重（土蔵）	幸町	個人	
48	熊重（店棟）	幸町	個人	
49	陽気づくめ川越教会（神殿）	幸町	陽気づくめ川越教会	
50	陽気づくめ川越教会（教職舎）	幸町	陽気づくめ川越教会	
51	陽気づくめ川越教会（炊事場）	幸町	陽気づくめ川越教会	
52	陽気づくめ川越教会（渡廊下）	幸町	陽気づくめ川越教会	
53	陽気づくめ川越教会（渡廊下）	幸町	陽気づくめ川越教会	
54	時の鐘	幸町	川越市	川越市指定文化財
55	亀屋山崎茶店（主屋）	仲町	個人	川越市指定文化財
56	亀屋山崎茶店（袖蔵）	仲町	個人	川越市指定文化財
57	亀屋山崎茶店（文庫蔵）	仲町	個人	川越市指定文化財
58	亀屋山崎茶店（大蔵）	仲町	個人	川越市指定文化財
59	亀屋山崎茶店（門塀）	仲町	個人	
60	亀屋（店蔵）	仲町	株 亀屋	川越市指定文化財
61	亀屋（袖蔵）	仲町	株 亀屋	川越市指定文化財
62	亀屋（住居棟）	仲町	株 亀屋	
63	亀屋（一番蔵）	仲町	株 亀屋	
64	亀屋（住居棟）	仲町	株 亀屋	
65	亀屋（二番蔵）	仲町	株 亀屋	
66	亀屋（四番蔵）	仲町	株 亀屋	
67	亀屋（三番蔵）	仲町	株 亀屋	
68	亀屋（五番蔵）	仲町	株 亀屋	
69	亀屋（門）	仲町	株 亀屋	
70	亀屋（塀）	仲町	株 亀屋	
71	松崎スポーツ（店蔵）	仲町	個人	川越市指定文化財
72	田中屋（店棟）	仲町	（有）田中屋	川越市指定文化財
73	田中屋（住居棟）	仲町	（有）田中屋	
74	田中屋（煉瓦塀）	仲町	（有）田中屋	
75	荻野銅鐵店（主屋）	幸町	個人	
76	荻野銅鐵店（倉庫）	幸町	個人	
77	山屋（土蔵）	幸町	（有）山屋	
78	山屋	幸町	個人	
79	埼玉りそな銀行川越支店	幸町	埼玉りそな銀行	登録有形文化財
80	川田家	幸町	個人	
81	川田家	幸町	個人	
82	仲町観光案内所	仲町	川越市	
83	長谷川家（主屋）	仲町	個人	
84	長谷川家（土蔵）	仲町	個人	
85	深井家（店棟）	仲町	個人	
86	小高家（主屋）	元町2丁目	個人	
87	大畑家（主屋）	元町2丁目	個人	
88	西村家（主屋）	幸町	個人	
89	中野家（主屋）	幸町	個人	
90	富士屋（店棟）	幸町	（有）富士屋商店	
91	油庄（土蔵）	幸町	個人	
92	山吉ビル	仲町	山吉商事(株)	

93	岩崎家（店棟）	幸町	個人	
94	岩崎家（土蔵）	幸町	個人	
95	近長（魚）（店棟）	幸町	個人	
96	近長（魚）（土蔵）	幸町	個人	
97	山屋（塀）	幸町	個人	
98	栗生田家（主屋）	幸町	個人	
99	亀屋山崎茶店（離れ）	仲町	個人	
100	亀屋（塀）	仲町	株 亀屋	
101	関口家（主屋）	幸町	個人	
102	小谷野家（住居棟）	幸町	個人	
103	津久井家（主屋）	幸町	個人	
104	篠崎家（主屋）	幸町	個人	
105	間信会館	幸町	（宗）法善寺	
106	長峰園（店棟）	元町 2 丁目	個人	
107	出窪家（店棟）	幸町	個人	
108	足立屋産業土蔵	幸町	株足立屋産業	
109	松崎家（店棟）	幸町	個人	
110	安齊家（主屋）	幸町	個人	
111	安齊家（離れ）	幸町	個人	
112	安齊家（土蔵）	幸町	個人	
113	安齊家（稲荷社）	幸町	個人	
114	薬師神社（拝殿）	幸町	（宗）薬師神社	
115	薬師神社（本殿）	幸町	（宗）薬師神社	
116	新井家土蔵	仲町	個人	
117	大塚家（主屋）	幸町	個人	
118	松ヶ角家（主屋）	幸町	個人	
119	小鹿野家（主屋）	幸町	個人	
120	金大（主屋）	幸町	（有）金大	
121	金大（倉庫）	幸町	（有）金大	
122	中市本店（主屋）	幸町	個人	

環境物件一覧

番号	名称	所在地	名義人	備考
1	くすのき	元町 1 丁目		
2	松、杉等	幸町		
3	もみじ	幸町		

（４）都市景観重要建築物等（旧条例に基づくもの）

番号	名称	所在地	所有者	備考
1	手打そば百丈（旧湯宮釣具店）	元町 1 丁目	個人	登録有形文化財
2	大野屋洋品店	連雀町	個人	
3	小島家	連雀町	個人	
4	カワモク本部事務所棟 （旧六軒町郵便局）	田町	個人	登録有形文化財

5	太陽軒	元町 1 丁目	(株)太陽軒	登録有形文化財
6	初音屋大広間、玄関	元町 1 丁目	個人	
7	川越商工会議所	仲町	川越商工会議所	登録有形文化財
8	旧関根家	連雀町	個人	
9	間仁田家	連雀町	個人	
10	小川菊	仲町	個人	
11	伊勢源	仲町	個人	
12	菓匠 かとう	元町 2 丁目	個人	
13	森田家	元町 2 丁目	個人	
14	日本聖公会川越キリスト教会礼拝堂（塀、門を含む）	松江町 2 丁目	宗教法人 日本聖公会北関東教区	登録有形文化財
15	片山家（塀を含む）	志多町	個人	
16	梅原家	志多町	個人	
17	綾部家	喜多町	個人	
18	馬場家土蔵	喜多町	個人	
19	山田家主屋・土蔵	喜多町	個人	
20	浅井商店	元町 1 丁目	個人	
21	松本家天保蔵	仲町	合名会社 松本醤油商店	
22	榎本家	松江町 2 丁目	個人	
23	小島家	松江町 2 丁目	個人	
24	(株)芋十	松江町 2 丁目	個人	
25	牛窪家	新富町 1 丁目	個人	
26	鈴木家	志多町	個人	
27	竹内家	志多町	個人	
28	島仲	大手町	個人	
29	石森家主屋及び袖蔵、土蔵、レンガ塀	大手町	個人	
30	舩屋	大手町	個人	
31	星野家	松江町 1 丁目	個人	
32	川越商工会議所別館（塀を含む）	松江町 2 丁目	川越商工会議所	
33	中島家	松江町 2 丁目	個人	
34	小川藤	松江町 2 丁目	個人	
35	佐久間旅館奥の間及び塀	松江町 2 丁目	個人	登録有形文化財
36	佐々木医院本館、車小屋及び門塀	連雀町	個人	
37	福田屋	久保町	個人	
38	太田屋茶店	久保町	個人	
39	天笠家	元町 2 丁目	個人	
40	伊藤家	元町 2 丁目	個人	
41	松崎家	大手町	個人	
42	佐久間家土蔵	大手町	個人	
43	森田屋	久保町	個人	
44	市野川家	久保町	個人	
45	市野屋豆腐店	久保町	個人	
46	市村旅館（塀を含む）	西小仙波 1 丁目	個人	
47	天ぶら てんぬま	西小仙波 1 丁目	個人	
48	和洋お食事処 栄	西小仙波 1 丁目	個人	
49	うなぎ 東屋（塀を含む）	西小仙波 1 丁目	個人	

50	森甚	小仙波町 3 丁目	個人	
51	清水家土蔵	元町 2 丁目	個人	
52	岩澤家土蔵	末広町 2 丁目	個人	
53	板倉家	中原町 1 丁目	個人	
54	山田屋	新富町 1 丁目	個人	
55	鈴木薬局	六軒町 1 丁目	個人	
56	東邦音楽学校三室戸記念館	今泉	学校法人三室戸学園	
57	平井家門	宮下町 1 丁目	個人	
58	旧三ツ木屋吉澤家	石原町 1 丁目	個人	
59	恵比寿屋米穀店	石原町 1 丁目	個人	
60	三澤屋	石原町 1 丁目	個人	
61	矢澤家	神明町	個人	
62	田中屋商店	喜多町	個人	
63	山本家	喜多町	個人	
64	土金家	新富町 1 丁目	個人	
65	源氏屋	志多町	個人	
66	三丑（相原）	元町 2 丁目	個人	
67	曙館	小仙波町 1 丁目	個人	
68	榊原家門	南通町	個人	
69	旧田中家住宅及び土蔵	元町 1 丁目	個人	
70	三重家住宅主屋及び門	脇田町	個人	
71	中院不染亭	小仙波町 5 丁目	宗教法人 中院	
72	河内屋土蔵	上新河岸	個人	
73	岩澤家土蔵	小仙波町 3 丁目	個人	
74	田中屋商店主屋及び土蔵	石原町 1 丁目	個人	
75	二村家主屋及び土蔵、塀	末広町 1 丁目	個人	
76	二村家別棟主屋	末広町 1 丁目	個人	

5 都市計画マスタープランにおける景観まちづくりの方針

川越市都市計画マスタープランより「景観まちづくりの方針」を抜粋

全体構想

1 川越らしさのある歴史・文化景観の形成

(1) 歴史を刻む町並み景観づくり

- ・蔵造りの町並みを中心とした伝統的建造物群保存地区を中心に歴史的資源を生かす環境整備として、町家の保全と周辺建物の配慮や町並みの連続性を保持する配慮などを地域住民等とともに進めます。

(2)旧川越街道の町並み景観づくり

- ・旧川越街道沿いの景観については、ふじみ野市・三芳町で松並木が多く残り、比較的昔の面影を残しているのと比べてわずかに残る程度であり、街道の起点である川越市としては、沿道の看板等の規制や松並木の復元等により、旧街道の面影を再現していきます。

2 地域特性を生かし、ゆとりと調和のとれた町並み景観の形成

(1)落ち着いた住宅地景観の形成

①まち景観

- ・農地が多く残る市街地は、無秩序な市街化を抑制するとともに、大規模敷地では緑化に配慮したり敷地内の緑化を誘導したりと、緑豊かな町並み景観の創出を図ります。
- ・低層建築物と中高層建築物の形態混合に対する配慮を行い、良好な市街地景観の形成に努めます。

②郊外型住宅地景観

- ・高階地区や南大塚及び霞ヶ関駅周辺では、道路が未整備なまま市街化が進行している地区がみられます。これらの地区では、地区計画等によって基盤を確保しながら住宅地の生け垣の奨励や駐車場の緑化を進めていくなど、地域特性に応じた敷地の適正規模の誘導等によるゆとりある住宅地空間の創出を進めていきます。

③良好な住宅地景観

- ・伊勢原町などの計画的な住宅地は、整った道路基盤と道路境界からのセットバック・敷地内緑地等により良好な住宅地景観を呈しており、今後ともこの良好な住宅地景観の保全・充実を進めていきます。

(2)にぎわいのある商業地景観の形成

- ・三駅周辺地区では、川越市中心市街地活性化基本計画とあわせて、一体的ににぎわいのある商業地景観と秩序のある町並み景観の形成に努めます。通りの特性を考慮した回遊性の高い道づくりを進めていくとともに、沿道の建築物や街角等において市民の憩いとたまりの場となる広場空間の確保や段階的にきめ細かい色彩基準による色彩的な調和を図るなど、シンボル性のある高質な都市空間を実現していきます。
- ・江戸時代から現在に至るまでの時代の変遷がわかる歴史的町並みは、視覚的・形態的に保全・活用していきながら、貴重な町並み景観の形成を図ります。そのため、店舗、看板等のデザインの規制・誘導を進め、町並みの連続性に配慮した景観づくりを進めていきます。

(3)緑豊かな工業地景観の形成

- ・川越工業団地や川越狭山工業団地などの大規模な建築物が集積する工場群は、周辺の

環境・景観とは大きなへだたりを見せており、都市空間に与える影響は大きくなっています。そのため、立地状況に応じて周辺環境と調和した敷地内の緑化や建築物等の規制・誘導を進めていきます。

3 都市デザインに配慮した新たな都市景観の形成

(1) 地域になじむ拠点の顔づくり

- ・市や地域の拠点である駅及び駅前広場周辺は、修景緑化や建築物等の誘導による魅力ある顔づくりに努めます。また、公共施設の修景やサイン(案内掲示板等)を整備する際は、民間事業主への先導的な役割をもって、その地区の景観形成に資する計画となるよう留意します。

(2) 大規模な土地利用転換候補地の景観誘導

- ・新たな市のシンボルとなる大規模な土地利用転換候補地については、新都市拠点としての高質な空間づくりを進めるとともに周辺環境への配慮を行っていきます。

(3) 周辺環境と調和した沿道景観の形成

- ・都市計画道路等の幹線道路については、ロードサイド型の商業施設の立地が進みつつあり、広告物等が乱立し、まとまりのない景観となっています。そのため、無秩序な郊外型商業施設の立地をコントロールし、周辺環境と調和した沿道景観を整備します。

(4) ゲートとなる橋の景観づくり

- ・橋は川越市へのゲート(玄関)として、また、まちの眺望からも重要な景観要素です。そのため、特徴ある橋としての修景整備を進めていくと同時に、橋の上から見る街の景観として、周辺建物等に対する景観的配慮を行っていきます。

4 武蔵野の面影を大切にする里山景観の保全

(1) 緑とゆとりのある集落地景観の保全

- ・市街地の外側を囲むとともに、川越市の外縁部に点在する集落地は、屋敷群と農地、樹林地と水路などが有機的に結びつくことによって良好な集落景観を有しています。しかし、この良好な景観も、近年の工場・ミニ開発住宅・野立て広告の増加等に代表される都市化の波により失われつつあります。この農地・緑等と相まった良好な集落景観を、川越を代表する原風景として保全・改善していきます。

(2) 原風景となる田園・樹林地景観の保全

- ・市街地を囲むように郊外に広がる緑豊かな田園地帯は、首都圏近郊でも有数のまとまりを持ち、のどかな田園景観を有しています。この良好な田園景観は川越の財産であり、無秩序な虫食い状の宅地開発を規制し、田園景観を保全し、周辺環境と調和した

施設整備の誘導を進めていきます。

5 うるおいのある自然的景観の形成

(1)水と緑の拠点の形成

①伊佐沼等の保全・活用

- ・伊佐沼は古くから景勝地として親しまれています。この優れた自然資源を保全しながら周辺区域において質の高い公園整備を進め、水と緑の拠点空間の形成を進めていくとともに、古谷湿地等の水辺の空間についても、周辺の環境に配慮した良好な水辺環境の保全・復元に努めます。

②荒川・入間川の保全

- ・市の北部から東部を大きく縁取る自然性の高い荒川・入間川の大きな河川は、川越の景観的特質の一つとなっています。これら河川のうるおいある景観及び河川沿いの自然環境の保全・育成を図ります。

③市街地を形作る河川の保全

- ・新河岸川は、歴史を伝える貴重な資源であり、自然環境の復元とともに、河川環境のアメニティの創出による、歴史的な河岸景観の再生と親水性の高い空間としての整備を進めます。

④集落を構成する水路の保全と活用

- ・農業用水として今も生き続ける水路は、大切な農業基盤の基礎である一方、アメニティ空間への導きでもあります。一部では水路沿いに散策路が整備され市民に親しまれているところもありますが、多くは、雑草の繁茂のほか、ガードレールなどの工作物により河川沿いの景観を損なっています。今後は、水辺を生かした親しみのある空間としての活用も検討していきます。

(2)緑の拠点とゾーンの形成

- ・市域南側を中心に広がる、武蔵野の面影を残した雑木林と畑地の相まった景観は、川越固有の景観の一つです。この武蔵野台地の一端を担う豊かな空間は、近年、相次ぐ開発や資材置き場等への土地利用転換によって、緑が分断されようとしています。今後は、(仮称)川越市森林公園の整備とあわせ豊かな自然環境(樹林地等)の保全を図ります。また、くぬぎ山地区についても法令に基づく保全策の指定を検討します。

6 市民とともに歩む景観まちづくりの実践

(1)景観計画の策定

- ・法に基づく景観計画を策定し、景観まちづくり推進の基本となる考え方を明らかにし、川越らしい景観まちづくりに取り組みます。

(2)市民と協働による景観まちづくりの推進

- ・本市の特徴ある良好な都市景観を形成するため、市民とともに合意形成を図りつつ、協働による景観まちづくりを推進していきます。

(3)都市デザインの啓発、普及

- ・シンポジウム等の開催による景観に関する意識の高揚や表彰制度などによる地域の景観形成活動の発掘によって、市民に対する景観形成に向けた啓発を行っていきます。
- ・日頃から掲示している看板類やサインについても町並みと調和したものとなるよう誘導していきます。

地区別景観まちづくりの方針

1 本庁地区

江戸から明治・大正・昭和と連なる歴史的な町並みや、周辺集落地の農村環境を生かした、川越らしい個性的で魅力あふれる景観の形成を目指して、次のような取り組みを進めていきます。

①歴史的な町並み景観・環境の保全

- ◆一番街とその周辺の歴史的町並み景観や環境の保全、再生
 - ・一番街については、伝統的な町並みの環境に配慮し、「蔵造りの町並み」の再生を目指します。
 - ・喜多院、中院の周辺については、落ち着いた歴史的町並み環境の形成に努めます。
 - ・伝統的建造物群保存地区の周辺では、歴史的な環境を守るため、高層建築物等の建築を抑制する手法を検討します。
 - ・城址をはじめ、旧武家屋敷では、歴史を踏まえた良好な住宅地としての景観整備を目指します。
- ◆新河岸川の周辺等、雰囲気の良い水辺景観の保全と整備
 - ・田谷堰や桜並木等、新河岸川流域の水辺景観を生かした環境整備を進めます。

②新しい町並み景観の形成と環境整備

- ◆にぎわいと秩序ある商店街の景観形成
 - ・本川越駅から川越駅東口にかけては、中心商店街としてふさわしいにぎわいと、快適さをもった景観づくりのルールを検討します。(クレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域に指定(H18.10.6))
 - ・川越駅西口周辺については、土地区画整理事業とあわせて地区計画等によるまちづくりのルールをつくり、新たな「川越の顔」としてふさわしい都市景観の形成を目指します。(一部、地区計画及び都市景観形成地域に指定(H14.7.9))

- ・にぎわいがありながらも秩序ある商店街を形成するため、看板等の設置についてのルールづくりを検討します。(屋外広告物条例を制定(H14.12.24))

◆安全で快適な住宅地環境の形成

- ・ゆとりとうるおいのある住宅地環境を目指して、低層住宅地では地区計画等による環境保全策を促進します。
- ・景観上や防災上の観点から古いブロック塀等は、生垣などに改善し、うるおいのある町並み景観の形成を促進していきます。

③集落地景観の保全

- ・市街地周辺の豊かな田園環境は、市街地の無秩序な拡大を制御する地域として、保全することを基本とします。

2 芳野地区

芳野地区の特徴である田園景観を守るため、次のような取り組みを進めていきます。

①田園集落景観の保全・育成

- ・集落地の屋敷林・水路・社寺林等は、地区の特徴をなす自然景観として保全・育成を図ります。
- ・野立て広告・廃棄物の野積み・ゴミの不法投棄等、景観を阻害する行為を規制します。

②地区の特徴をなす自然・歴史的資源を生かした景観形成

- ・菅間緑地等の自然資源や社寺等の歴史的資源を生かした景観形成を図ります。
- ・社寺と樹林が一体となった景観の保全を図ります。

③入間川等の自然の骨格を生かした景観形成

- ・入間川・古川排水路等の自然の骨格を生かした景観形成を進めます。

④優れた工業地景観の形成

- ・工業団地においては、地域における新しい都市景観をより優れたものにしていくよう、緑化の一層の促進と、建築物のデザイン誘導等による景観形成を図ります。

3 古谷地区

入間川や伊佐沼の豊かな自然環境や集落を取り囲む樹林・水路等を生かした、地区の特徴ある景観形成を目指して、次のような取り組みを進めていきます。

①古谷らしい田園集落景観の保全

- ・堀之内あたりに代表されるような地区を特徴づける集落景観は、屋敷林・水路・社寺林等の自然環境と一体となった保全・育成を図ります。
- ・田園景観を損なう野立て広告や廃棄物の野積み等の規制誘導を図ります。

②地域の特徴をなす歴史・文化的資源等を生かした景観形成

- ・ 公民館や寺社等は地域の拠点的な施設として保全・整備を図ります。
- ・ 寺社等地区内の歴史的資源を生かした景観形成及び周辺環境の整備を図ります。
- ・ 寺社の環境と一体となった樹林の保全を図ります。

③自然の骨格を生かした景観形成

- ・ 入間川の雄大な河川景観や富士山への眺望を大切に、自然の骨格を生かした景観形成を図ります。

④東の玄関口としての景観形成

- ・ 古谷地区は、国道16号・JR川越線を介してさいたま市方面と連絡していることから、上江橋・国道16号沿道・JR川越線沿線などを主体として、川越市の東の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。

4 南古谷地区

豊かな自然景観の保全や都市デザインに配慮した生活拠点の顔づくりなど、地域特性を生かした景観形成を目指して、次のような取り組みを進めていきます。

①田園集落景観の保全

- ・ 集落地の屋敷林・水路・寺社と一体になった緑地等は、地区を特徴づける自然景観として保全・育成を図ります。
- ・ 野立て広告や廃棄物の野積み等による景観阻害を抑制します。

②地域の特徴をなす歴史的資源や拠点的な施設の保全・活用

- ・ 奥貫家の長屋門等の地域の歴史的資源を生かした景観形成及び周辺環境の整備を図ります。
- ・ 公民館や寺社等は地域の拠点的な施設として保全・整備を図ります。

③まちの顔にふさわしい景観形成

- ・ 川越市への主要アクセス道路である川越志木線（国道254号バイパス）は、沿道の緑化、広告物や建築物の修景等により、まちの顔にふさわしい景観形成を図ります。
- ・ 南古谷駅周辺においては、地域の新たな顔として、都市的景観をより優れたものにしていくよう景観形成を図ります。

5 高階地区

都市デザインに配慮した市街地景観の形成や生活拠点としての顔づくり、地域の自然・歴史的資源の保全・育成など、地区特性に応じた景観形成を図るため、次のような取り組みを進めていきます。

①道路・公園・公共施設等における質の高い市街地景観の形成

- ・道路・公園等の公共施設の整備にあたっては、質の高い景観形成を図ります。
- ・新河岸駅周辺においては、高階土地区画整理事業の進捗とあわせて、地域の顔となる生活拠点にふさわしい景観の形成を図ります。

②地区の特徴をなす自然・歴史的資源を生かした景観形成

- ・地区内に点在する雑木林やまとまりのある樹林地等は、地区を特徴づける自然景観として、保全・活用を図ります。
- ・寺社の境内に残る樹木・農家の屋敷林・生産緑地等、比較的規模の小さな緑であっても、市街地の貴重な緑として保全・活用を図ります。
- ・社寺など地区の歴史的資源の見直し再発見を進め、景観資源としての活用を図ります。

6 福原地区

川越市のふるさと景観の象徴でもある武蔵野の面影を残す景観を守るため、次のような取り組みを進めていきます。

①武蔵野の面影を残す景観の保全継承

- ・代表的な武蔵野の集落としての集落景観の重要性を市民が認識できるようにし、その特徴をなす樹林地・河川などと一体となった集落景観を今後とも守りつづけていきます。
- ・集落景観を守るため、華美な建築物の立地の抑制や景観を阻害する看板等を規制する方策を検討していきます。
- ・樹林地保全のための具体的な方策として、ごみや産業廃棄物が不法投棄されないよう取締りを強化するとともに、そうした土地利用へ転換せずに済むような方策の研究を進めます。

②歴史的資源の活用

- ・寺社や祭りなどの無形文化財等、地区内の歴史的資源を大切にするとともに、今後の景観づくりに生かしていきます。

6 地区計画

番号	名称	面積（h a）	都市計画決定日
1	川鶴笠幡地区	約 6.6	【当初】昭和 58 年 1 月 27 日 【最終】平成 7 年 12 月 22 日
2	川越笠幡水久保地区	約 7.5	【当初】昭和 60 年 1 月 10 日 【最終】平成 7 年 12 月 22 日
3	霞ヶ関地区	約 69.8	【当初】平成 2 年 11 月 2 日 【最終】平成 7 年 12 月 22 日
4	南古谷駅西地区	約 15.7	【当初】平成 5 年 12 月 28 日 【最終】平成 15 年 3 月 3 日
5	四都野台地区	約 12.1	平成 7 年 12 月 22 日
6	上戸新町地区	約 12.5	平成 9 年 4 月 15 日
7	藤木地区	約 12.0	平成 11 年 11 月 19 日
8	笠幡東前原地区	約 2.5	平成 11 年 11 月 19 日
9	大塚新田南大塚地区	約 17.0	平成 13 年 7 月 6 日
10	川越駅西口地区	約 4.9	平成 14 年 7 月 9 日
11	鴨田地区	約 21.3	【当初】平成 19 年 11 月 9 日 【最終】平成 20 年 11 月 25 日
12	西部地域振興ふれあい拠点地区	約 2.9	平成 21 年 6 月 26 日
13	新河岸駅周辺地区	約 72.5	【当初】平成 23 年 11 月 11 日 【最終】平成 25 年 12 月 3 日
14	東田町地区	約 5.4	平成 23 年 11 月 11 日

7 川越市公共施設デザイン指針

はじめに

本指針は、地域に資する公共施設の景観デザイン向上について、その基本的な考え方を示す為平成 5 年度に策定しました。策定にあたっては、事例の検討から課題の抽出整理を行い、そこから指針の基本的考え方や方向性を策定、それに基づき公共施設デザイン指針としてまとめました。

今回、景観計画に基づくまちづくりを推進するに当たり、その内容に部分的修正を加えま

した。これは、「第5章2 景観重要公共施設の整備等に関する事項」に基づき整備する景観重要公共施設のみならず、さまざまな公共施設を整備する際の目安になると考えます。

今後、この指針が川越市の関係部課はもちろんのこと、国・県等でまちづくりを担っておられる方々に、活用されることを期待します。

本指針では、はじめに景観デザインの形成規範として理念や基本的規範を示してしています。次に、施設整備の各段階での景観配慮の考えを示しています。3番目に、公共施設の景観管理として維持や運営して行く上で配慮すべきことを示しています。4番目に、景観意識の活性化方策について述べています。最後に、評価する事の重要性に触れています。

目次

1 景観デザインの形成規範	168
(1) 基本的原則(理念)	
(2) 基本規範	
2 施設整備の各段階での景観配慮	173
(1) 事業推進の段階	
(2) 段階的ガイド	
(3) 相談、調整等	
3 公共施設の景観管理	178
(1) 計画的整備地域の景観管理	
(2) 改修、拡大に対する景観管理	
(3) 占用、寄贈等に対する景観管理	
(4) 維持、美化、セキュリティにおける景観管理	
4 景観意識の活性化方策	181
(1) 景観意識の拡大	
(2) プロデュース能力の向上	
(3) 職員ネットワーク	
5 景観デザインの評価方策	183
(1) 有識者による講評	
(2) 職員ネットワークによる相互学習	
(3) 市民による景観モニター	

1 景観デザインの形成規範

公共施設における景観デザインの目的は、より良好な景観デザインの公共施設を多く配することにより、市民が地域に対して愛着や誇りを感じる機会を増やすことを意図している。この指針では、そうした地域感覚の醸成に資する景観デザインのあり方について、基本的な考え方を示している。

(1) 基本的原則(理念)

基本的原則(理念)

公共施設の景観デザインが、市民の地域に対する「愛着」や「誇り」に寄与することを目指すことから、景観では、市民の生活文化を豊かにするためのデザインを試行する事が求められる。

ここでは、景観デザインを進めるうえでの、基本的原則を示す。

① 市民の使い勝手が基本

公共施設は、広い意味では全てコミュニティ施設としての性格を有している。しかし実際には、管理等の問題が主要課題となる場合もある。市民が地域に対して「愛着」と「誇り」を感じるようになるよう、市民の使い勝手を第1の基本条件と考えて、設計・運営をすることが必要である。

1. 多様な局面での市民参加の促進
2. 職員が施設利用者（ユーザー）の気持ちを理解する景観意識の拡大（「4（1）景観意識の拡大」参照）
3. 市民による景観デザインの評価（「5（3）市民による景観モニター」参照）
4. 維持、美化、セキュリティの景観管理への市民参加（「3（4）維持、美化、セキュリティにおける景観管理」参照）

② 公共施設の先導的デザイン

公共施設の整備では、地域の景観デザインに対して先導的な役割が求められる。

街は、民間の建物が中心となって構成されており、民間の建物は各々が個性を競いながら比較的自由的なデザインで建築される。そのため、景観にあるまとまりを持たせるのが難しいことも多い。

公共施設は、そうした街並みにまとまりを作る役割が求められる。道路のように街並みの骨格を形成し、公共建築や公園のような施設は、街の景観に共通性とゆとりを与えることができる。

そこで、以下のような項目を公共施設の景観デザインの原則として共通させる。

1. 共通空間（コモン）の創出

- ・通り抜け
- ・憩い、ゆとり、ちょっと座って休める小空間
- ・サインやその他、まちの情報拠点としての小辻形成
- ・立ち止まり、立ち話ができる空間

2. 場所性のデザイン

- ・歴史的な特徴のある界わい（歴史的界わい、さまざまな形で保存された伝統的建造物の近傍等）では、その歴史的場所性を尊重したデザイン化
- ・都市空間としての特徴ある界わいでは、その都市空間的場所性のデザイン化（交通結節点、大きい軸沿い、ランドマークとなる地点、坂、川や広場等のオープンスペースに面する地点等）

3. エコロジーのデザイン

- ・ヒートアイランド対策としても有効な自然環境や樹木の保護、緑化促進（生垣、外構、壁面、屋上等）
- ・生物環境の回復

4. 地域別デザイン

- ・都市景観形成地域等のように、それぞれの特性に基づいた景観デザインを推進しようとしている地区では、地区との協議を行い、都市景観の形成に関する方針、都市景観形成基準に従う。

5. ユニバーサルデザイン

- ・さまざまな社会的弱者と健常者が等しく楽しめる景観デザインの推進

③ 将来のことを考えた設計

公共施設は、街並み景観の基盤的性格が強いので、将来のことを考慮した設計にする必要がある。すなわち、将来の都市および社会環境の変化への対応とともに、時間に耐えるデザインのあり方を重視する。

1. 都市環境、社会環境の変化への対応

- ・公共建築物では、将来の都市環境や社会環境の変化に対応可能な設計を指向する。
- ・ランニングコストを抑える工夫をする。

2. 時間に耐えるデザイン

- ・公共建築物や道路・公園等の施設では老朽化しやすい材質やメンテナンスに手間のかかる材質、工法等を避ける。
- ・時間とともに熟成する材質やデザインを指向する。

④ 「ハレ」と「ケ」の景観形成

公共施設は、一般的には市民の日常生活を支える基盤であり、飽きないデザインが望ましい。これを「ケ」の景観形成と呼ぶ。

一方、公共施設の中でも建築物の一部には、市民の日常生活の中で彩りを添える種類の施設がある。この場合は、日常とは少し気持ちを変化させるデザインが望ましい。これを「ハレ」の景観形成と呼ぶ。

このように、公共施設は「ハレ」と「ケ」の2種に区分できる。各々はデザインの方角性が異なるので、その方向性に合ったデザインをする。

1. 「ハレ」の景観デザイン

- ・対象を十分に選定し、設計条件や設計者選定、あるいは運営管理等にも柔軟に対処したデザインを行う。

2. 「ケ」の景観デザイン

- ・なるべくシンプルで、かつ良質なデザインを指向する。素材、形態、デザイン等が、飽きのこない良質なものとなるよう心がける。また、ある程度の標準化により、シンプルでかつ高い設計密度を維持する。

(2) 基本規範

基本規範

良い景観デザインは、最終的には感覚に帰するものもあり、適切な設計者が意欲的に取り組むことが大切である。良い景観デザインのあり方の詳細を、事前に定めておくことは難しい。しかし、最低限考慮すべきポイントは必要であり、それを以下に示す。

① 要素別規範

1. 擁壁

- ・機能を考慮しつつ、できる限り低い構造とし、圧迫感を軽減する。
- ・周辺環境と調和する仕上げ、デザインとする。
- ・できる限り緑化をする。

2. 防護柵

- ・機能を考慮しつつ、過度の遮蔽感を避ける。
- ・道路のガードレール等は、極力シンプルなデザインとする。
- ・調整池やその他公共施設のフェンスや柵等は、機能を考慮しつつ、できる限り低い構造とする。
- ・周辺環境との調和に留意し、不必要に目立ちすぎないようにする。
植栽と併用しフェンス等が外から見えにくいような工夫等が有効。

3. サイン

- ・むやみに、標識、サインを増やさず、必要性を十分検討してから設置する。

- ・重複や類似の内容のものは整理し、極力総合化、共架をすすめる。
- ・まちの中の設置方法は、極力システム化をする。
- ・各々のデザインは、極力スッキリとさせる。
- ・各々のデザインには、個別的なもの、地域特性を反映したもの、全市共通なものといったように、性格付けを明確にする。
- ・古くなった情報は更新する。
- ・ベースとなる素材を生かすとともに、白地、白抜き等の図案は極力避ける。

4. 照明施設

- ・何を明るくするかをはっきりしたコンセプトのある照明とする。
- ・適切な照度をとる。グレア（ぎらつき）を避ける。
- ・落ち着いた環境形成では、色温度を下げる（赤味の光）。ビジネス的でクールな環境形成では、高い色温度（白い光）を用いる。
- ・過度なライトアップはしない。対象物の選定、受光方向、色彩、照度等を十分配慮する。
- ・消費電力を抑える工夫をする。

5. 駐車場

- ・駐車場は、むきだしを極力避ける。
- ・緑化を積極的にすすめる。
樹間駐車、外周の生け垣、フェンスのツタ等
- ・駐車場は、周辺景観との調和に留意する。
- ・立体駐車場は、可能であれば、駐車場以外の機能を併せて建設する。

6. 自然の保全と形成

- ・樹木の伐採は極力避け、施設整備に活かす。。
- ・極力、緑化を行う。
屋上や壁面の緑化も有効。
- ・雨水の地下還元、緑地、水辺のビオトープ導入等、自然回復に努力する。

7. 歴史的資産の保全と継承

- ・歴史的資産は保全する。
- ・歴史的資産に隣接する物件では、調和を基本とする。
- ・歴史的資産の価値が顕在化するように修景する。
- ・周辺地域において、歴史的資産を借景として修景をする。

8. 占用許可物件

- ・道路等に占用許可を得て設置されている電柱、電話ボックス、サイン、バス停等

は、景観を雑然とさせないように留意する。

- ・極力、統合、共架をする。
- ・一般的には、原色を用いず、ひかえめなデザインが望ましい。
- ・電柱、サイン等への2次占用は、極力制御をする。

9. ユニバーサルデザイン

- ・高齢者や障害者、外国人や健常者を問わず等しく安全性や快適性を受けられるように十分配慮する。
- ・スロープ、手すり、ベンチ、ドアノブ、段差等に十分配慮する。

② 施設種別規範

1. 公共建築物

- ・公共建築物は、率先して、街並みにゆとりをつくり、調和的な景観形成をする。
- ・公共建築物は、市民の使い勝手を基本とする。
- ・安易なデザインを避け、以下を重視する。

共用空間の創出

場所性のデザイン

エコロジーのデザイン

地域の特性に合わせたデザイン

ユニバーサルデザイン

- ・将来のことを考えた設計
 - 都市環境、社会環境の変化への対応
 - 時間に耐えるデザイン
- ・「ハレ」と「ケ」の景観形成

2. 道路

- ・道路は、まちの空間軸として修景する。
- ・道路緑化を積極的にすすめる。
- ・無電柱化を積極的にすすめる。
- ・歩道沿いでは憩いの場をつくり、ベンチや腰かけることのできる工夫をする。
- ・交差点では、特にゆとりに配慮する。
- ・地中埋設物関係のものも含め、道路占用物件のデザイン調整を行う。

3. 橋梁

- ・橋梁は、地域景観との調和に留意し、ランドマークとして意識したデザインとする。
- ・親柱や高欄等は、場所性を見立てたデザインを指向するとともに過剰なデザイン

を避ける。

- ・橋詰めには、ゆとりを形成する。

4. 河川等

- ・河川の整備にあたっては、多自然工法等、自然回復を基本とし自然生態系と景観に十分配慮した整備を行う。
- ・親水性の高い水辺環境形成を重視する。
- ・堤防、河川敷は、草花等による季節感の演出が望ましい。

5. 調整池等

- ・極力、親水空間として利用する。
- ・法面処理、水辺処理等において、ビオトープの形成を意識する。

6. 公園、広場

- ・公園、広場では、自然を基本として、地域にゆとりをつくる。
- ・地域の歴史的特徴があらわれた、公園、広場をつくる。
- ・市民生活で愛される公園、広場とする。
- ・接道部は、極力、塀、柵等を設けずオープンにする。

2 施設整備の各段階での景観配慮

都市景観の形成は、設計の段階から検討を始めるのは遅いので、企画立案、設計条件整理、設計発注等の事業の段階毎に、景観に対して配慮をする考え方や意識啓発、調整の仕組みが必要である。

すなわち、担当課が企画立案する段階や個別施設の検討・協議の段階で、立地地点の場所柄やその歴史、都市空間の特徴と施設の関連等について、検討するポイントを整理する。そして、事業の段階に応じて、各々の段階で積極的な景観配慮を行えるようにする。意識啓発、支援、あるいは、調整の場についても、事業の段階に応じて、適宜設定する。

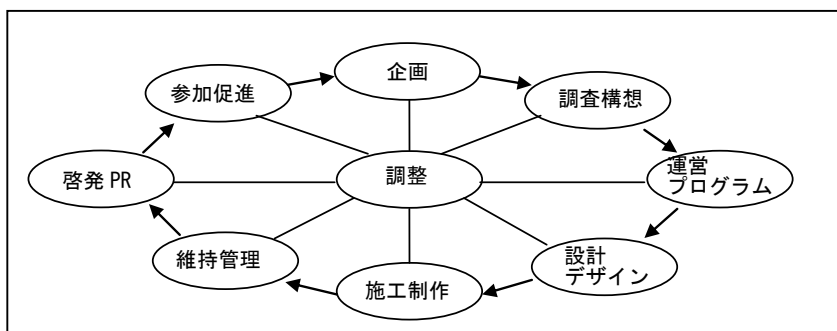
(1) 事業推進の段階

事業推進の段階

公共施設をつくるためには、企画から調査・計画、デザイン・設計、施工、供用といった段階を踏んで行く。しかし、その各々の段階での景観検討が十分でないために、結果として施設の景観デザインができないこともある。従って、まず事業推進の段階性を十分に考慮し、段階毎に担当する職員が、デザイン検討を行う事が望ましい。

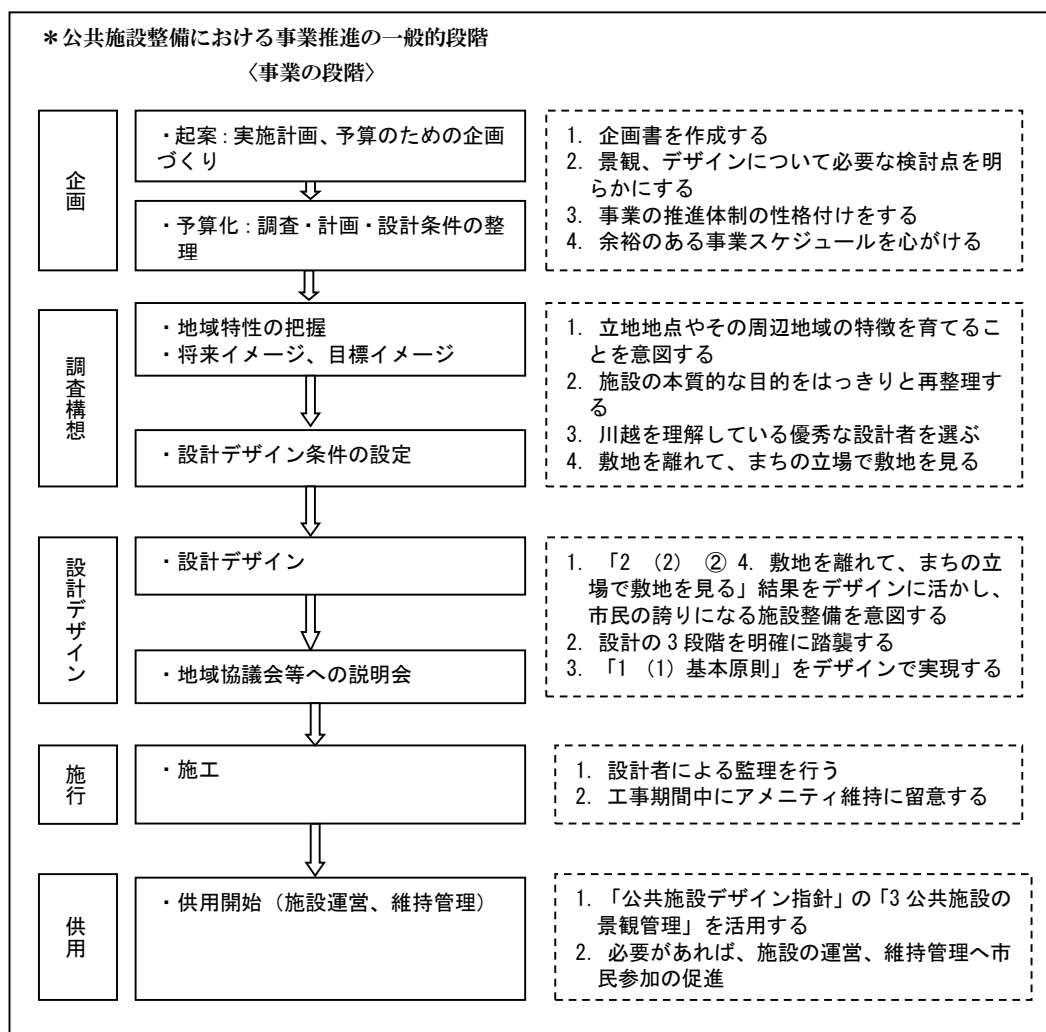
① 事業推進の段階

- ・事業推進は、おおむね下のような段階で考えて進めることができる。



② 各職員の利用

- ・事業推進にかかわる各職員は、事業推進の段階毎に、自主的なチェックを行う必要がある。



(2) 段階的ガイド

段階的ガイド

公共施設整備における各段階では、段階毎に、そこで検討すべき景観デザイン上の課題がある。ここでは、段階ごとに検討事項の整理を行う。

① 企画段階

企画は、公共施設整備の出発点であり、原点である為、重視すべきである。

企画段階では、整備する施設の質の向上に資する景観を含む全般的な内容の基本を検討し、「企画書」を作成する。

1. 企画書を作成する。

i. 事業の基本方針

- ・整備の動機、ねらいの整理
- ・他関連施設との連携、位置づけ
- ・整備の理念のまとめ

ii. 整備の方向性

- ・整備の基本方針
- ・施設の機能および規模
- ・事業費および年次計画
- ・施設利用のイメージ
- ・建設場所の特性
- ・施設内容のイメージ
- ・市民参加、専門家参加の必要性の有無
- ・将来計画、転用可能性の有無
- ・計画概要のまとめ

2. 景観、デザインについて必要な検討点を明らかにする。

- ・立地地点の場所性の特徴
- ・景観、デザインの特徴づくりの必要性の有無
- ・他の公共施設との景観的関連性（景観ネットワーク）の可能性の有無

3. 事業の推進体制の性格付けをする。

- ・市民参加の必要性の有無
- ・プロデューサー、アドバイザー等の必要性の有無
- ・都市景観担当の関与の仕方

4. 余裕のある事業スケジュールを心掛ける。

② 調査構想段階

調査構想の段階では、企画段階で作成する 企画書を引き継ぎ、設計作業に入るための条件整理を行う。

特に、地域特性の把握分析を行い、地域の特徴分析から、施設計画のあり方への留意点を明らかにし、設計への要件として、十分に検討する。

1. 立地地点やその周辺地域の特徴を育

てることを意図する。

- ・ 立地地点および周辺地域の場所性の把握
- ・ 歴史的な特徴の把握
- ・ 都市空間的な特徴の把握
- ・ 市街化の様相と将来の市街地予想検討

2. 施設の本質的な目的をはっきりと再整理する。

- ・ 前例主義に陥らない
- ・ 多様な視点で目的を検討する
- ・ 市民参加、専門家参加、職員の横断的参加
- ・ コミュニティー活動や市民の日常生活の場として考える

3. 川越の町を理解している優秀な設計者・コンサルタントを選ぶ。

- ・ 特名方式
- ・ 指名コンペ方式
- ・ プロポーザル方式
- ・ オープンコンペ方式

4. 敷地をはなれて、まちの立場で敷地を見る。

- ・ 地域特性から設計テーマやデザイン素材（モチーフ）を探索、把握（歴史や思い出、地形や樹木、川や道、建築の材料や意匠、色彩、眺めや見え方、等）
- ・ 隣接環境との連続性の取り方の把握
- ・ 町並みが変化していく方向性を予測
- ・ 市民、利用者の立場で考えてみる
- ・ 市民、利用者の希望を聞いてみる

③ 設計デザイン段階

設計デザイン段階では、調査構想段階での成果である設計デザイン条件を枠として、作業を進める。

設計デザインには、基本計画、基本設計、実施設計の3段階がある。建築はもとより、土木施設も景観配慮を要するものは、設計が複雑になるので、この3段階を踏むことが重要である。

1. 「2 (2) ② 4. 敷地を離れて、まちの立場で敷地を見る」の結果をデザインに活かし、市民の誇りになる施設整備を意図する。

- ・地域から把握した設計テーマやデザイン素材
(モチーフ) の活用
- ・隣接環境との連続性の工夫
- ・変化していく町並みに先導的提案
- ・市民、利用者への配慮

2. 設計の3段階を踏む。

- ・基本計画
- ・基本設計
- ・実施設計

3. 「1 (1) 基本的原則」をデザインで実現する。

- ・市民の使い勝手が基本
- ・安易なデザインの回避
 - 共用空間の創出
 - 場所性のデザイン
 - エコロジーのデザイン
 - 地域別デザイン
 - ユニバーサルデザイン
- ・将来のことを考えた設計
 - 都市環境、社会環境の変化への対応
 - 時間に耐えるデザイン
- ・「ハレ」と「ケ」の景観形成
 - 「ハレ」の景観デザイン
 - 「ケ」の景観デザイン

④ 施工段階

- ・施工期間中の設計監理や工事現場の管理について、景観デザインの観点から配慮を行う。
- ・設計者による設計監理が望ましい。
 - 建築、土木とも、景観デザインの観点から、少なくとも品質監理は設計者によって行われることが望ましい。
- ・工事期間中にアメニティ維持に留意する。

⑤ 供用段階

供用開始後の施設の運営、維持管理を積極的に行う。

1. 本指針の「3 公共施設の景観管理」を活用する。
2. 必要があれば、施設の運営、維持管理へ市民参加の促進を考慮する。

(3) 相談、調整等

相談、調整等

実際の景観整備では、多様な事情が交錯し、事業間の調整によって進展することが多い。この調整に際し、景観的な考え方が分かりにくい点や、景観デザインの面から必要が生じた時、相談、調整を積極的に行う必要がある。また、その景観調整の場が、都市景観担当によって設定できるよう、職員間における認知と手続き的な位置づけを行うとともに、通常時における景観相談等による信頼感の構築が重要である。

① 景観デザインの相談等

公共施設整備の各段階における景観デザインへの配慮について、積極的に相談に応じるしくみをつくる。

1. 都市景観担当
2. 職員ネットワーク
3. アドバイザー等

② 景観デザインの調整等

公共施設整備の各段階における景観デザインへの配慮について、積極的な調整・協調・連携を行う。

1. 都市景観担当
2. 職員ネットワーク
3. 庁内の景観連絡会議等
4. 対外団体との景観連絡会議等
5. アドバイザー
6. 川越市都市景観審議会等

3 公共施設の景観管理

多くの公共施設は、市民の日常生活に身近であり、従って、継続的な維持管理、運営管理が大切である。市民にとって、公共施設の景観は、使うことにより実態的なものになるわけであり、維持管理や運営管理が公共施設の景観におよぼす影響は大きい。ここでは、そうした景観管理について考え方をまとめた。

(1) 計画的整備地域の景観管理

計画的整備地域の景観管理

再開発や団地の開発等がなされた地域では、計画等に沿った総合的に意図した景観があるが、その後の使い方や管理者の意向等によって、当初意図した景観が維持できなくなる場合がある。看板や広告物の他、サインやストリートファニチャー等、多様な占用物件、駐車駐輪、樹木の剪定あるいは、増改築による改変に対しては、当初意図した景観の維持継承に努め、必要に応じて、当初の意図を理解している設計者や都市景観担当への相談をすることが望ましい。

① 計画的整備地域の景観デザインの尊重

- ・看板、広告物、サイン、各種ストリートファニチャーを設置する時は、設置位置、規模、形状、色彩、材質等のデザインを整備当初の景観デザインの意図に合わせる。

② 当初のデザイン意図等についての相談

- ・整備当初の景観デザインの意図が不明確の場合や、景観デザインの調和について微妙な点が分かりにくい時は、当初の意図を理解する設計者や都市景観担当に相談をする。

(2) 改修、拡大に対する景観管理

改修、拡大に対する景観管理

公共建築物や道路、橋梁、公園、広場等では、改修・修繕、拡大、延伸等が行われることが多い。これらは整備済の施設に手を加えることであるが、その際に、既存の景観ないし、デザインを規範として改修等を行うことが重要である。むやみにデザインを多様化することは慎みたい。また、当初の材料と同一種の製品がどうしても入手できないこともあるため、備蓄や材料選定の検討が重要である。

① 既存の景観デザインの尊重

- ・公共建築物や道路、橋梁、公園、広場等で、改修、修繕、追加、拡大、延伸等を行う時には、配置の考え方、規模や形状のバランス、色彩や材質の選択等のデザインを、既存部分の景観デザインと調和させる。

② 調和のさせ方についての相談

- ・既存の施設の形状等が複雑な場合等、調和のさせ方が単純でないなどの時は、既存施設の設計者や都市景観担当に相談をする。

(3) 占用、寄贈等に対する景観管理

占用、寄贈等に対する景観管理

公共施設のまわりには、サインやストリートファニチャー等、多様な小物が集まりや

すい。また、多様な理由で寄贈されるものもある。これら集まる小物のデザインが、当該施設の景観デザインと調和しないと、景観を雑然とさせることもあり得る。各々に理由があるが、可能な限り既存施設の景観デザインをより良くする方向のものに限定し、設置場所も検討することが望ましい。

① 公共施設のまわりのサイン、ストリートファニチャー等に注意

- ・公共建築物、広場等のまわりに集まるサインやストリートファニチャー等は、極力、集合化、共架に努め、施設利用の邪魔にならないよう、また、景観を雑然とさせないように留意する。
- ・施設の景観デザインとの調和に留意して、設置位置等を検討する。
- ・設置の必要性についても、十分に検討を行い関連部局等との調整、相談を行う。

② 伝統的な建造物等のまわりに集まる小物について協議

- ・さまざまな観点から保存されている建造物のまわりに集まるサインやストリートファニチャー等は、その価値を損ねないように、設置の妥当性を十分に検討する。
- ・設置にあたっては、場所及び規模、形状、色彩、材質等のデザインについて、景観担当の他、保存建造物の関連部局と協議を行う。

③ 寄贈等についての協議

- ・寄贈の受入れについては、協議を前提とする。
- ・協議は、寄贈者の善意と公共空間の景観管理の観点から、設置場所における景観調和について検討する
- ・協議は、設置場所の関連部局及び都市景観担当等で行い、必要に応じて関係者が参加する。

④ 公共施設のまわりの小物や寄贈品等の相談

- ・寄贈品及びサインやストリートファニチャー等は、規模が小さいわりには目立つことが多く、景観への影響も大きいので、軽視すべきではない。
- ・景観への影響が分かりにくい時には、なるべく早い時期に、都市景観担当に相談する。

(4) 維持、美化、セキュリティにおける景観管理

維持、美化、セキュリティにおける景観管理

市民が公共施設を利用する時に、実際に受ける景観の印象は、維持、美化等の影響が多い。施設整備当初の意図した景観の水準を維持するよう日常的な維持、美化の役割は重要である。また、セキュリティを配慮して、閉鎖的な管理を行うことがあるが、景観的な観点からみると、開放的である方が良い場合も多い。可能な限り、過度に閉鎖的にならないよう留意することが大切である。

① 施設整備当初の管理水準の維持

- ・施設整備当初に予定した管理水準は極力維持する。
- ・管理水準については、施設設計当初段階から、財源や担当を含めて十分に検討する。

② 景観的にみて開放的な施設管理の促進

- ・地域へ対して開放的な景観を意図する場所では、利用上の管理においても開放的な処理を尊重する。

③ 維持、美化、管理等の相談

- ・維持、美化、管理等は、実際の景観への影響も大きいので、判断等で分かりにくい時は、景観担当に相談する。

4 景観意識の活性化方策

公共施設の景観デザイン形成においては、職員の景観意識が基盤である。例えば、公共施設整備を都市景観の形成の機会ととらえて、創意工夫ができるといったように、職員の資質の向上と拡がりを促進する方策を定める。さらに、実際の都市景観の形成が、各種事業と協調するかたちで実現するので、現実的には景観意識の高い職員のネットワークが重要である。

(1) 景観意識の拡大

景観意識の拡大

景観行政の基本は、各職員の創造的な意識であり、感覚に立脚する課題なので、得手不得手の差が大きい。しかし、設計やデザインの専門的な能力以前に、景観デザインが大切だという意識を各職員が学ぶ必要がある。このような景観意識を職員の間に広げていくことが重要である。都市景観の形成というよりも、景観を楽しむとか、施設利用者（ユーザー）の気持ちを想像してみる意識の啓発を行う必要がある。

① 景観を楽しむ意識

- ・なんの気なしに見ていた景観について、それをゆっくりと楽しんで見る体験をすることにより、景観を楽しむ意識の啓発を行う。

② 景観行政を楽しむ努力

- ・景観行政のような仕事を実行しようとするれば、行政内郡や住民、事業者等にさまざまな課題が現れる。調整をしたり、関連する人々のエネルギーを結集するためには、多様なコミュニケーションツールを用いて楽しく臨みたい。

③ 施設利用者(ユーザー)の気持ちの理解

1. ユーザーの眼でみる必要性
2. ユーザーの眼でみるポイント
3. ユーザーの眼でみる方法
 - ・ ちょっと立場を変えて人と気軽に話をする
 - ・ アンケート
 - ・ イベント、タウンウォッチング
 - ・ 評価
 - ・ モニター制度

④ 「公共施設デザイン指針」の推進

- ・ 本指針を、広く職員に理解してもらうよう推進する。
- ・ 都市景観担当やアドバイザー等に気軽に相談をすることの意味を理解してもらう。

(2) プロデュース能力の向上

プロデュース能力の向上

一般的に職員の景観デザインの資質の向上は、設計やデザインの専門的な能力というより、そのような専門家に発注したり、調整する能力が重要である。的確な設計者を選定する能力とか、対象となる事業や場所の特徴を把握して、設計条件を整理するといった種類の能力が求められる。いわば、プロデューサーとしての能力を啓発研修、あるいは、そのような能力への意思を持つ職員の相談、支援をする仕組み、方策が重要である。

① 景観プロデュースに関する研修

1. プロデュース能力とは何か
2. なぜプロデュース能力が必要か
3. 事例研究
4. 実務での実践的学習

② 景観プロデュースに対する支援、相談

1. 景観担当が支援、相談する
2. 相談をする相手（アドバイザー、コンサルタント）を用意しておく
3. 支援方策を決めておく。

(3) 職員ネットワーク

職員ネットワーク

景観行政は、各種事業にかかわる複数の担当部局やその他の主体と調整したり協調したりして、推進することが多い。

そのため、協調して事業を進めたり、情報を交換したり、相互に批評したりする職員のネットワークが重要である。職員のネットワークは、意欲的な職員層にとって、もっ

とも有効な景観意識活性化策のひとつである。

① 自主研究グループ

- ・景観デザインに意識的な職員がグループをつくり、職員のネットワークを形成する。

1. 自主的でかつ、行政内で認知されているのがよい。

2. お互いに景観に興味があるグループとして

- ・実際のプロジェクト
- ・景観デザインの評価や批評
- ・イベントへの参加
- ・事例の視察
- ・共同研究
- ・会報等の作成
- ・相互自助努力支援

3. 実際のプロジェクトでの公式、非公式の協力、協調、連携

② 横断的体制の位置づけ

- ・景観デザインは複数の部局の協力、協調、連携が必要なことが多い。そのため職員ネットワークは、複数の部局を横断する体制として、ある程度組織的に認知しておくことが有効である。

1. 職員の自主参加で、同時に、実際のプロジェクトを扱うことができる組織的な位置づけは有効。

5 景観デザインの評価方策

景観デザインの評価は、その向上に資する基本的な課題である。行政では主観性を避けるため、取り組み難いものがある。しかし、資質の向上のためには、説得力のある評価はきわめて有益であり必要であるため、評価方策を工夫することが重要となる。

重要なことは、評価の目的であり、評価のための評価であつたり、差をつけるための評価であつてはならないことである。職員の努力に対して正当な評価をすることも含めて、景観意識の活性化に資することを目的とした評価であることである。

(1) 有識者による講評

有識者による講評

有識者等の価値観が明確な人による評価。学識経験者や民間の代表者等による構成で、立場が異なる評価を並列的に披露し合う場であり、あえて合意を求めないことも重

要である。複数の有識者による講評会や批評会といった性格が望ましい。

① 行政と一線を画した運営

・景観デザインは主観的な傾向が強いという理由で、行政は評価に躊躇しがちである。また、景観賞のように評価をする場合でも、当事者として選考対象から公共施設を除外する事も多い。

そこで「有識者による講評」は、行政と一線を画した運営とすることが望ましい。

② 採点ではない講評会的な性格

- ・講評会的な性格とするのが望ましい。
 1. 会としての統一見解を求めない。
 2. 差をつけるためではなく、職員の努力に対して正当な評価をするための評価
 3. 各価値観が明確に説明される講評
 4. 講評者の責任は問わない

(2) 職員ネットワークによる相互学習

職員ネットワークによる相互学習

職員ネットワークレベルの評価も有効である。景観意識を高め合い、市の事業における景観形成を活性化することに意欲的なネットワークメンバー等が、複数の立場によって、評価、批評し合う場として位置づける。景観意識の活性化に資することを目的とした評価を行う。

① 相互学習としての性格

- ・景観デザインに興味を持つ意識的な職員が、職員ネットワークを形成し、その活動の一環として評価を行う。
- ・評価は、相互研鑽を兼ね、お互いに意見を交換できるようにする。

(3) 市民による景観モニター

市民による景観モニター

市民の評価は、有識者や職員と異なり、基本的には生活者の視点である。そのため、市民参加の評価を検討することが大切である。モニター制度のようなものや、タウンウォッチング、景観オンブズマン制度のようなものも考えられるが、市民が楽しみながら、公共施設の景観デザインについてコメントができるようにする仕組みが肝要である。

① 市民の景観意識の向上

市民の景観意識の向上は、景観行政全体の基本である。

1. 景観タウンウォッチング
2. 市民景観まちづくり講座

3. 多様な景観等のたのしみ

② 草の根評価の実務への反映

- ・生活者の視点での景観デザインの評価は、公共施設のあり方に対する素直な考え方が出ることも多く、それを考慮した上で都市施設の整備を行う必要がある。

8 用語集

あ行

* アイストップ

人の視線が止まるもの。人の注意を向ける景観上の目安となる。

* アクセント色

建築物や工作物の外観を、部分的に強調するための色彩。

* 市立て

市（交易売買取引のために会合すること）を開催することをいう。

* 入母屋造り

屋根の上部が切妻屋根（切妻屋根の項参照）、下部が寄棟屋根のようになっている屋根形式。寄棟屋根は四方に向かって傾斜し、上部に棟がある屋根形式。

* 入間郡家

郡家は^{ぐんが}郡衙ともいい、7世紀後半から律令制度のもとで、郡の官人（郡司）が政務を執った役所。

* 色温度

ある光源が発している光の色を定量的な数値で表現する尺度（単位）。寒色系の色は色温度が高く、暖色系では低い。

* NPO

Non-profit Organization の略称。営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間非営利組織。

* 扇谷上杉氏

室町時代に関東地方に割拠した上杉氏の諸家のひとつ。戦国時代には武蔵国を拠点とする大名となり、南関東に勢力を保持していた。上杉持朝（1415-1457）が太田道真・道灌に河越城を築城させた。

* 太田道真・道灌

道真（1411-1488）と道灌（1432-1486）は親子で、扇谷上杉氏の家宰を務めた。河越城、江戸城などを築く。

* 屋外広告物

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第2条第1項）をいう。

か行

* 廻船問屋

江戸時代から明治時代にかけて、荷主と船主の間にあって、積み荷の取り扱いをした店。

* 河岸段丘

河川に沿って発達する階段状の地形。

* 家宰

家長に代わって家政を取り仕切る職責。室町時代の武家に多く見られ、扇谷上杉氏は代々太田家が務めた。

* 河岸

河川や運河等に設けられた船から荷を上げ下ろしする所。港や船着場。

* 霞堤

堤防のある区間に開口部を設け、上流側の堤防と下流側の堤防が、二重になるようにした不連続な堤防。洪水時には開口部から水が逆流して堤内地に湛水し、下流に流れる洪水の流量を減少させる。

* 河越(川越)

カワゴエの「カワ」は、中世において「河」を用い、江戸時代からは「川」を使っている。

* 河越氏

平安時代末から南北朝時代にかけて国司の代理職である武蔵国留守所総むさしのくにるすどころそうけんぎょうしき検校職を務めるなど、武蔵国で勢力を持っていた豪族。館は、国史跡になっている上戸の河越館跡。

* 河越夜戦

北条氏と山内上杉、扇谷上杉、足利連合軍の河越城をめぐる攻防で、天文15

(1546)年に起きた夜戦。圧倒的に兵力の少ない北条方の勝利に終わり、後北条氏の関東支配を決定づけた戦い。日本三大夜戦の一つに数えられている。

*** 関東ローム層**

関東地方の台地や丘陵を覆う赤褐色の風化した火山灰の堆積層。

*** 業務核都市**

東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、リクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体として様々な機能を適正配置するために整備される都市。

*** 切妻屋根**

屋根が二つの傾斜面で構成されており、山形の形状をした屋根形式。

*** 景観行政団体**

景観法に基づき、景観計画の策定、景観計画に基づく措置等を行う地方公共団体。政令指定都市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県との協議により景観行政団体となる。

*** 景観協定**

景観法に基づき、景観区域内の一団の土地の所有者や借地権者の全員の合意によって、建築物等の形態意匠、敷地、位置、規模、構造、用途など、良好な景観の形成について、景観行政団体の長（市長）の認可を受けて締結される協定。

*** 景観地区**

市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区。景観地区においては、建築物の形態意匠の制限について定めるほか、必要に応じて建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができる。

*** 景観まちづくり**

良好な景観を形成するための活動等。

*** 洪積台地**

更新世（洪積世）において形成された平坦面が、その後隆起したことで形成された台地の総称。

*** 高度地区**

市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、都市計画法によって建築物

の高さの最高限度又は最低限度が定められる地区。

*** 郷分町**

城下町に隣接する村が、町人地化したもの。

*** 古河公方**

室町時代後期から戦国時代にかけて、下総国古河（現、茨城県古河市）を本拠とした関東足利氏。上杉氏と対立関係にあった。

さ行

*** 自然堤防**

河川の氾濫により、河道の両側に土砂が堆積して形成された帯状の微高地。洪水を繰り返す河川の下流部で発達する。

*** 十ヵ町四門前**

寛永15（1638）年の大火の後に、松平信綱が行った城下町の町割の名称。

上五ヵ町：本町、喜多町、高沢町、南町、江戸町

下五ヵ町：志多町、多賀町、鍛冶町、志義町、上松江町

四門前：養寿寺門前、行伝寺門前、妙養寺門前、蓮馨寺

*** 重要伝統的建造物群保存地区**

市町村が決定した伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区。（伝統的建造物群保存地区の項参照）

*** 宿場**

主に江戸時代の街道で、旅行者の宿泊や休憩をするためや、人馬の継立をする施設がある所。

*** 条里制**

日本における、古代から中世後期にかけて行われた土地区画制度で、水田を同じ大きさの区画に揃えて管理しようとしたもの。

*** 職人町**

近世の都市において手工業技術者である職人の集住する町。

*** 新河岸川の舟運**

寛永15（1638）年の大火の後に、松平信綱が喜多院や仙波東照宮の資材を運ぶために開設された舟運。江戸と直結し、物資の大動脈となる。昭和6（1931）年に河川

の改修に伴い通船停止の命令が県より出されたことによって幕を閉じる。

*** 新田**

主に江戸時代に新たに開墾して出来た農地。川越近辺では、松平信綱時代から福原地区で新田の開発が始まった。

*** スカイライン**

建築物や山などの連なりによる輪郭線。主に建築物の軒や棟の線を指して使うことが多い。

*** 星野山無量寿寺**

天長7(730)年に慈覚大師円仁によって創建された天台宗の寺院。仏地院（現、中院）、仏蔵院（現、喜多院）、多聞院（後に南院、現存せず）などの支院のほか学寮があった。

*** 仙波氏**

平安時代末から室町時代にかけて、仙波の長徳寺周辺に館があったと伝えられる武蔵武士の一族。

た行

*** 地区計画**

生活に身近な地区を単位として、建物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めた、都市計画法に基づく制度。

*** 中核市**

地方自治法に定められた大都市制度のうちのひとつであり、平成8(1996)年に施行されたもの。都道府県の事務権限の一部を移譲される。本市は、平成15(2003)年に移行。

*** 沖積平野（沖積地）**

主に河川の堆積作用によって形成される平野の一種。

*** 地割**

土地をある基準に基づいて区画し、割り振りを行うこと。また、それによって出来上がった都市形態。

*** デザインモチーフ**

モチーフとは、装飾素材や題材をいい、ここでは地域の景観を構成する主題を

指す。

*** 寺町**

都市の中で、寺院を集中して配置した地域。

*** 伝統的建造物群保存地区**

「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（文化財保護法第2条）」で、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定めた地区。

*** 東山道武蔵路**

古代に造られた官道のひとつで、上野国(現、群馬県)・下野国(現、栃木県)から武蔵国の国府に至る幅12m程の直線的な道路。

*** 都市計画マスタープラン**

都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、本市の「総合計画」並びに埼玉県定める「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の内容に即し、都市づくりの方向性を示すもの。

*** トラス構造**

三角形を基本単位として、その集合体で構成する構造形式。

は行

*** パラペット**

建物の屋上や吹抜、廊下などの端の部分に立ち上げられた小壁や手摺壁。

*** 古尾谷氏**

鎌倉幕府の御家人で、古谷上の善仲寺がその館跡と云われている。古尾谷八幡神社一帯は、古尾谷荘と呼ばれ、石清水八幡宮の荘園であったが、地頭であった藤原（内藤）氏の家臣として活躍した。

*** 分節化**

建築物および工作物の外観を、形態意匠によりいくつかの区切りに分けることをいう。

*** ペディストリアンデッキ**

高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路。

ま行

* 町家

町人が商業や工業を営むための都市住宅。本市では、主に商家のことをいう。

* 町割

前近代の日本の都市に関する用語。一定範囲の土地に複数の街路（場合により水路も含む）を整備し、それによって土地を区画整備すること及びそれによって出来上がった都市形態。

* マンセル表色法

色彩を定量的に数値で表す表示法のひとつ。色の三属性（色相、明度、彩度）により表現する。

* 武蔵野台地

関東平野西部の荒川と多摩川に挟まれた地域に広がる台地。東京都区部の西半分、埼玉県の入間地域を含み、本市が北端に位置する。

や行

* 山内上杉氏

室町時代に関東地方に割拠した上杉氏の諸家のひとつ。室町幕府が置いた鎌倉公方を補佐する関東管領に就いていた最も有力な上杉氏

ら行

* ランドマーク

土地における方向感覚の目印になる建物、地域を象徴するシンボリックなモニュメント、建築、空間。また、広い地域の中で目印となる特徴的な自然、建物や事象。

お問い合わせ先

川越市役所都市計画部都市景観課

住所：〒350-8601 川越市元町 1-3-1

電話：049-224-8811（代表）（内）3272

049-224-5961（直通）

Fax：049-225-9800